

宜 議 第 5 8 9 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

議 長
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 5 2 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 5 年 9 月 1 3 日	令 和 5 年 9 月 1 3 日	議 案 第 5 0 号、議 案 第 5 1 号、議 案 第 5 4 号、 議 案 第 6 2 号、議 案 第 6 3 号、議 案 第 6 4 号、 陳 情 第 9 号
令 和 5 年 9 月 1 4 日	令 和 5 年 9 月 1 4 日	議 案 第 6 5 号、議 案 第 6 6 号、議 案 第 5 9 号、 議 案 第 5 7 号、陳 情 第 1 9 号
令 和 5 年 9 月 1 5 日	令 和 5 年 9 月 1 5 日	陳 情 第 1 3 号、陳 情 第 1 4 号、認 定 第 3 号、認 定 第 4 号、 認 定 第 7 号、議 案 第 5 0 号、議 案 第 5 1 号、 議 案 第 5 4 号、議 案 第 5 7 号、議 案 第 5 9 号、 議 案 第 6 2 号、議 案 第 6 3 号、議 案 第 6 4 号、 議 案 第 6 5 号、議 案 第 6 6 号、陳 情 第 9 号、 陳 情 第 1 0 号、陳 情 第 1 9 号
令 和 5 年 9 月 2 2 日	令 和 5 年 9 月 2 2 日	陳 情 第 9 号
会 議 日 数 4 日 間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第50号		令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和5年9月13日	令和5年9月15日	原案可決
議案第51号		令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和5年9月13日	令和5年9月15日	原案可決
議案第54号		令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和5年9月13日	令和5年9月15日	原案可決
議案第57号		宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	原案可決
議案第59号		令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事(1工区)請負契約について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	同意
議案第62号		宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	同意
議案第63号		令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	原案可決及び認定
議案第64号		令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	原案可決及び認定
議案第65号		宜野湾市立体育館改修工事(建築)請負契約について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	同意
議案第66号		宜野湾市立体育館改修工事(機械)請負契約について	令和5年9月13日	令和5年9月15日	同意
認定第3号		令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年9月13日	—	継続審査
認定第4号		令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年9月13日	—	継続審査
認定第7号		令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年9月13日	—	継続審査

陳情 第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継続 審査
陳情 第10号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第13号	西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第14号	西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第19号	「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情	令和5年 9月13日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年9月13日（水） 1日目

午前10時04分 開会
午後 4時08分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員（0名）

○説明員（20名）

建設部長	城間勝也
市街地整備課 工事一係長	仲間淳
市街地整備課 計画係長	桐澤秀明
市街地整備課 計画係主任主事	森永穰英
上下水道局長	新垣勉
総務企画課 経理係主任主事	米須清貴
業務サービス課 課長	座間味睦子
業務サービス課 排水設備係長	戸田海士
水道施設課 水道管理係長	小那覇啓樹
下水道施設課 下水道管理係長	永山悟

市街地整備課 課長	嶺井実克
市街地整備課 工事二係長	真志喜徹也
市街地整備課 計画担当技査	山本直哉
市街地整備課 計画係技師	大城すず香
総務企画課 経理係長	神田恭子
総務企画課 経理係主事	平良美香
業務サービス課 業務管理係長	親川巧
水道施設課 課長	高宮城淳
下水道施設課 課長	中本益丈
下水道施設課 下水道整備係長	山内智博

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉竜希
-----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第51号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第54号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第62号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結について
- (5) 議案第63号 令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (6) 議案第64号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 陳情第 9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

第452回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年9月13日（水）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時04分）

【議題】

議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○知名康司 委員長 議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、担当課より議案第50号についての趣旨説明を求めます。よろしくお願ひします。経済建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。8万6,000円、決算が確定したものの繰越しということですが、使い道のめどというのはあるのでしょうか。この1点だけです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回は、一般会計に繰り出すこのお金というのは執行残でございます、特別会計から一般会計に繰り出すので、特に予算を何に使うというのはございません。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 当てはないけれども、繰越しでしているの、受け入れたという認識を持っているのですけれども、これはほかの持ち出すという、不足分に行くとかではなくて、繰越したからずっと同じあげていくというものなのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課計画係長。

○市街地整備課計画係長 令和4年度の、昨年度の歳入歳出の予算を計上して、その中でどうしても執行残が出てくるものですから、その中で歳入として予定していた分、宇地泊の特別会計については一般会計からの繰入金もいただいて予算を組んでいるのですけれども、その中で執行残が出たのが幾らですよということ、確定したので、その分の残額については次の年の一般会計に戻すという形になります。それを一旦繰越金として特別会計で歳入として受けてから、歳出として一般会計に繰り出すという補正をするというような形になっています。なので、毎年度の会計が確定した時点で、決算が確定した時点で、その残額については一般会計からもらった分は、そういうふうにならざるを得ないという形になっています。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 補正前の額が1,000円で、補正後8万6,000円にして、そうすると合計8万7,000円です。そ

れで、総務管理費として歳出8万6,000円なのですけれども、この1,000円というのほどこに。御説明をいただけますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課計画係長。

○市街地整備課計画係長 1,000円につきましては、どうしても幾らの額になるかというのが分からないものですから、費目として1,000円ある予算として当初は組んでいたところなのですけれども、今お話がありますように、補正額が8万6,000円ですので、補正後の額は8万7,000円になるというところなのですけれども、具体的には決算の中で細かい数字までは出てくるのですが、実際は8万6,722円という1円単位まで出てくる金額になっているのですけれども、それを一般会計に戻すのですが、補正額としては1,000円単位になりますので、補正後の額は8万7,000円になるように補正させてもらって、実際にやり取りする額は8万6,722円が実行していく額という形になります。8万6,722円繰り出すためには、予算として8万7,000円持っていないといけないということで、8万7,000円になるように補正させてもらっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。先ほどの御説明で、令和4年度の決算が確定した結果を踏まえて、今回の補正予算という御説明だったのですけれども、今回令和4年度の決算はこれからすると理解しているのですが、なので確定前に補正予算を通してしまっ、整合性というのはタイミング的に問題ないかなというのが気になるのです。

認定第7号でしたか、宇地泊は。第3号で今回上程されていて、実際の委員会審議というのは10月ぐらいですか、やって。採決というのは12月議会です。そうしたら、今の時点では当局としては確定だとは思いますが、議会としてはまだ審議中ではないですか。その状況で、この補正予算はその結果を踏まえての補正予算になるのですよね。そこは仕組み上というのですか、タイミングが決まっていないことを基に補正予算を組んで、議決して問題ないのかなというところを伺いたいのです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 上下水道局が本会議で認定を受けているとお聞きしますし、議会の制度上と僕は認識していて、制度上というのも議会事務局のほうから閉会中でよろしいですかという、そういう御相談を我々させてもらって、今宮城政司委員から言われたことを率直に当局の中でもどうなのだろうというところは正直なところ。調べてみないと分からないところ。すみません。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回から、これまでの経済建設委員会というのは9月議会で決算までやっていたところを、ほかの常任委員会と同じように議会の終了後の閉会中にこの決算審議をやるというやり方に変えようかという議長からの提案もあって、そういうふうなことを計画しているのですけれども、なぜそういうふうになっていったのかという部分が、今のメンバーよりももっと前の人たちが決めてきたことなのだと思うのです。なので、ちょっと詳細分からない部分が私たちもあって、上下水道局に関しては多分この議会中ではないとまずいというのがあるということなので、この期間中にやるという話になっているのですけれども、建設部に関しても同じように整合性の部分だったり、もしかしたらほかの常任委員会でも同じようなことが起きているかもしれないのですけれども、その辺り問題ないかを確認した上で進められたらよりいいなと思いますので、急ぐ話ではないのですけれども、一応確認できる範囲で確認していただければと思います。お願ひし

ます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかには。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第50号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第51号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 それでは、次に議案第51号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

その前に担当課より議案第51号についての趣旨説明を求めます。お願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 説明がございました。

これに対して質疑ございませんか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1点だけお聞かせください。繰越金が出たときに一般会計のほうに戻すか、もしくは基金に積み立てるかというところだと思うのですが、基金に積み立てる額は最低幾らとか何とか決まっていますか。要は、その中での内訳として、一般会計のほうに繰り出しするものと基金に積み立てるといふ支出の仕方というものが何か決まっているのかどうか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 一般会計の繰り出しと基金の違いにつきましては、基金は基本的に保留地処分金を充当する事業に充てるということなので、保留地処分金は保留地減歩で地権者からいただいた減歩に基づいて保留地を処分して、それを基金に積み立てて、それをまた事業に執行するということなので、幾ら以上ではなくて、保留地処分金が余れば、この辺については全て後で審議される西普天間の返還地に、全て基金は戻す。一般会計については、一般会計から頂いたもので、それが執行残として余った分はお返するという形になっております。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の説明であれば、基金のほうで使い道というものが決まっているので、これ以上積み立てる必要がないというような認識になってしまったのですけれども。すみません。今佐真下の土地区画整理事業基金が4,200万円、今残があって、今計画の段階でこの基金4,200万円あれば、全てほかのものは可能なのか。ここに積み立てる必要がないので、255万8,000円を一般会計に全て繰り出すのか、まだ積み立てる必要はあるけれども、今年は255万8,000円を一般会計へ繰り出すのかというところの説明を伺いたいです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今の話でいうと、令和4年度につきましては保留地処分金で事業を行うものは全て執行していて、一般会計のものが執行残になったので、一般会計に戻すという形です。一般会計を基金に積むこ

とはできない。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 一般会計のほうから繰り出しして使っていたお金を使って、その事業の余った分のお金を、残を一般会計に戻すというような認識でよろしいですか。分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第54号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第54号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

これも担当課より議案第54号についての趣旨説明をいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、質疑等ありましたらお願いします。下地崇委員。

○下地崇 委員 お願いします。歳出の6ページ、3款1項1目の総務管理費の01、西普天間住宅地区土地区画整理事業事務運営費で補助で91万7,000円が一般会計へ繰り出すということで、この認識では、あがってきたものをまた一般会計へ戻すと、今又吉委員のお話を認識していたので、91万7,000円というのはその枠とどうか、戻す金額91万7,000円というのは決まっている額だったのですか。それとも、その事業の運用の仕方、取りあえず91万7,000円だけ一般会計に繰り出すというふうに金額設定したのか、聞きたいのですけれども。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回のケースも執行残になりまして、その内訳が旅費と、あと原材料費の執行残なのですけれども、旅費という部分も補助もとである内閣府なり国交省に要請とかということで、一般的にこれで保留地処分金とか補助金を充てられない分、または工事で材料の検査等を受けるための旅費を設けていたのですけれども、4回ほど、1回行かなく、短縮なんですけど、旅費については行かなくなった。原材料費、補助とか保留地処分金で充てられないものを一般会計でいただいたものが91万7,000円、が執行残として一般会計へ繰り出しましたよということです。当初から決められたものをまるまる返すのではなくて、あくまで執行残ということです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。差し引いて4,257万2,000円残っていて、これがまた本年度の積立てとして運用、活用していく予算になるということよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長　そうです。

○知名康司 委員長　ほかには。又吉亮委員。

○又吉亮 委員　6ページの基金への積立金として4,257万2,000円、これは保留地処分金の剰余金ということでの説明でよかったですよね、今の説明では、令和4年度までの保留地処分金の剰余金として4,257万2,000円、これを基金の積立てにするとということだったのですけれども、すみません。今補正の議論だとは思いますが、そうすると決算も関わってくるので、決算書のほうを今確認しているのですが、決算書の中での歳入での保留地処分金というのはどこに記載されているのか、教えていただけますか。その確認をしたくて、剰余金という部分の説明だったので。

○知名康司 委員長　休憩いたします。（午前10時35分）

○知名康司 委員長　再開いたします。（午前10時37分）

○知名康司 委員長　市街地整備課長。

○市街地整備課長　決算書のどこにというお話だったのですけれども、決算書の最後の478ページの中に、事項別明細書の中に別個で金額が出ているので、最後の調書の5番、実質収支額、4,348万9,135円ということで、先ほどおっしゃった4,200万円の基金、プラス一般剰余金の91万7,205円を足した額がこの実質収支額になっています。

○知名康司 委員長　又吉亮委員。

○又吉亮 委員　それは理解できています。保留地処分金の剰余金ということでの説明だったので、保留地処分金では令和4年度中に保留地処分をしての歳入があるという僕の認識なのです。それが、歳入の中でどこに記載されているかというところなのです。この実質収支額の4,348万9,000円というのは、要はトータルの繰越金ですよね。トータルの余った繰越金を基金に積み立てると一般会計に繰り出しするという2つの部分に分かれている。これは理解できています。そのうちの基金に積み立てるうちのものの説明で、保留地処分金の剰余金というような説明だったので、では保留地処分金の剰余金は決算の中でどこに明記されていますかということをお尋ねしたいのですが、

○知名康司 委員長　休憩いたします。（午前10時39分）

○知名康司 委員長　再開いたします。（午前10時47分）

○知名康司 委員長　市街地整備課長。

○市街地整備課長　今回の基金の剰余金につきましては、過去に、令和2年度に琉大さんに処分したものが、令和3年度の決算書の中で歳入として6款の諸収入の3項保留地処分金というところに1度、保留地処分金という決算を受けて、それからこの保留地処分金は基金に積み立てておりますので、それ以降につきましては保留地処分金という項目ではなく、基金という形を取って歳入歳出に、そういう処分金という言葉ではなくて、基金に積み立てられたものを繰り出して執行していくということになります。以上です。

○知名康司 委員長　又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今の説明では、令和3年度段階で保留地処分したものを基金に積み立てて、令和4年度段階では基金から取崩ししたものを執行していくので、基金に積み立てたものを取り崩して使っていく事業の支出というものが決まっているので、そこから出た余剰分が4,257万2,000円で、なので基金にまた戻すというような認識で当たっていますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○知名康司 委員長 ほかに。ないですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 では、進行いたします。

審査中の議案第54号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第62号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結について

○知名康司 委員長 それでは、議案第62号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

担当課より議案第62号についての趣旨説明を求めます。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ちょっとお聞きしますが、最初の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結ということで上げられているのですけれども、大体今までだと契約案件みたいな形を出してきます。この方法というか、この形式はなかなか見ないのですけれども、何か理由があるのか。随意契約の方法も含めて、何か理由はあるのですか。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど提案理由の中で包括的な取組で工期の短縮、1番は開院開学が令和6年度末に控えているので、それまでにどうしても終わらないといけない場所が結構な延長がありまして、またその後も区画道路、地権者の皆さんに早期に返さないといけない土地、令和9年度末という事業期間もありますので、電線共同溝だけではない、ライフライン全てを早期にやらないといけないということで知見、経験もある沖縄電力さんとグループ会社の沖電工さんということで、いろいろ令和元年からずっとこういう計画を進めていく中で、沖縄電力さんが県のほうでこういう形で包括的な協定を結んで、3者、県、沖縄電力、沖電工さんとやっていたものを参考に、そういうやり方を参考に進めた結果が、委託に関する年度別の協定というこ

とになっていまして、見積り結果を見てもらえたら分かるのですけれども、随意契約は基本100%、99%とかその辺でやるのですけれども、我々は国が定めた積算を基準に予定価格を組んでいて、沖縄電力、沖電工さんから見積りを取ると100%近くではなく、やはり向こうもそれなりに自分たちの見積り、積算した金額、90%を切るぐらいの金額で来ていたので、いい形の協定、包括的な協定なのかなと思っています。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 今契約というか、工事なのですけれども、年度で終了するのか、また継続して、例えばある程度範囲がありますよね、工事の。そこが終わり次第、また次の契約が始まるのか。この契約の締結という部分で。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 我々としては、1発で沖縄電力さん、沖電工さんと包括的な協定を結んでやるので、本来なら令和8年度まで1発でやりたいところなのですけれども、これ国の補助をいただいて、国交省の。幹線については社会資本整備総合交付金、区画道路については無電柱化推進事業費という補助金がまたありまして、その補助元にそれぞれの年度別の計画を出して、また県は全県を担っているので、配分という形で宜野湾市だけではなくて、それぞれなので、その年度ごとに補助金の分、我々がもちろん概算を出して、それをやりたいということで補助をつけていただきますけれども、その年度、年度で補助金を得た形でその分を執行するという形でやっているので、年度の委託包括協定になっています。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員長。

○知名康司 委員 もう一つ、最後にただこの事業が特殊な事業なのかどうか、そこでなのか、沖縄電力さんと沖電工という、限られた業者が指定されているのですけれども、ほかの企業は厳しいのですか。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 電線共同溝のほう、特殊人孔がありまして、下水道をイメージしていただければなのですが、大きい人孔があつて、そこで人が入って、入線とかする人孔があつて、そこからすごく何十も枝が入線する、通信なり電気、またケーブルテレビとか、そういうのがたくさんあるのですけれども、人孔を設置するとか、そういうところは一般の土木工事、業者さんでもできるとは思うのですけれども、その後追いでもっと入線、線を入れていかなければいけない。後追いでですね。そこが沖縄電力の子会社である沖縄電工さんしかできないということなので、一旦一般の土木屋さんがやったとしても、その後追いでどんどん、どんどん詰めていかないといけないということなので通常7年と言われているのを4年で、7年で積算する際の標準的な工期を出すと7年ということだったので、沖縄電力さんとの話し合いでは4年で完了させるというお話なので、それも含めて県、国にお話しして、そういう包括的な協定を結んでいきますよというお話で進めています。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。この事業というのは、令和4年度からスタートしたのですか。すみません。いつ始まった。毎年、毎年度契約、こういう協定を結んでいくのだと思うのですけれども、いつからスタートして、いつまでの予定か。先ほどの説明の中であったと思うのですけれども、明確に説明いただけませんか。いつからいつまでか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和3年度から、設計ですね、引込みとか、そういう道路の埋設、また上下水道との調整もありまして、令和3年度に設計して、工事は令和4年度から。令和8年度の完成に向けて進めているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 令和3年度の設計ということ、この協定を結んだのは令和4年度からということなのか。設計の時点で…。

(「設計から結んでいます」という者あり)

○宮城政司 委員 分かりました。その上で、この令和8年まで、毎年度工事場所が変わると、広げていくと。何かその全体の絵がもしあれば、今回の審議には間に合わないと思うのですけれども、そういう地図とかがあつて、令和4年度はここをやったよ、令和5年度はこの予定でやっていますよ、令和6年度以降はまだ未定かもしれないのですけれども、そういうのがあるとイメージしやすいかなと思った。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当然令和4年度から始まっているので、令和8年度までの計画している図面に落とし込んだものをお示ししたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 急ぎではないので、何か資料としてここで委員の皆さんに見せてもらえたらと思います。

これ、今回の議案は令和5年度の協定の締結についてで、今の今年度です。ちょっと締結している内容を把握できていないところもあるのですけれども、令和5年度の工事に対する締結は、令和4年度に事前にやって令和5年度を始めるという感じなのかなと思ったのですけれども、令和5年度に、今の時期に締結するとしたら、令和6年度の工事に対する締結とかではないのですか。その辺りの説明をお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回区画道路の電線共同溝です。区画道路をまさに道路ができないと埋設できない。区画道路内に収めるので。今、区画道路を建設中で、その後追い、本当に工事、土工ができたらどんどん入っていく。現場は大変なのですけれども、そういう形で今の時期やっているので、令和5年度区画道路の築造を後追いで今回、電線共同溝工事が入っていくというイメージです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の御説明は、道路の工事の進み具合に応じてどんどんやっていくとは思うのですけれども、この見積りをしている工事の範囲というのはどうやって決まるのかなというのがあつて、道路次第だと言われると、見積りしたときに工事の範囲というのはある程度道路もまだできていないところまで見積り、令和5年度内でやれるということで見積もられているのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 平面的には、今回我々が区画道路を発注していくというのは分かるので、高さ関係等ありますし、それに基づいた発注をして、沖電工さんが見積もりを出したということなので、現場はまだできていない、この当時見積りをしたときに現場はできていないかもしれないのですけれども、図面を見ると高さ関係も分かりますし、積算が、いわゆる見積りが可能だと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分そうだと思うのですが、そうであれば令和5年度の道路工事の計画があれば、それで見積りができるのかなと思ったのです。それを踏まえたら、令和5年度の協定というのは令和4年度のうちに終わらせて、令和5年度で工事をスムーズに進めるというのが、どちらかというと一般的な進め方かなと思ったのです。この9月の段階で、令和5年度が始まってもう何か月もたっています。それでこの協定が決まる。この時期のずれみたいのを感じたのですが、ここでないと駄目だということきっと何かがあるのだと思ったのですが。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 政司委員おっしゃるように、早ければ早いほどいいのですが、この道路の進捗なり、今年度で終わらすボリュームだったりというタイミングが今の時期でありまして、本来なら本当は6月議会上げたいぐらいのものだったのですが、なかなか工事なり、補助元であったりいろいろなものが重なって、今回9月になったということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そういった事情があるのだろうと思います。この契約、協定、令和5年度ということなので、例えば令和6年度の4月とかというのは、この協定では対応できない。それとも繰越し的な感じでできるのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 委託包括協定ではあるのですが、我々考えているのは工事ということで捉えていて、万が一繰越すケースが出てきた場合は、そういう対応を取ることになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

1点だけ最後、前回、令和4年度の計画、大分上がっていると思うのですが、令和4年度の協定のときの金額、令和5年度と差がある。違いがあるのは当然なのですが、上がっていて、この辺りがそもそも工事範囲が大きく増えたから上がっているという感じの理由なのか、それともいわゆる物価高とかというものに影響されているのか。両方ということかもしれないのですが、その辺りは。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろん物価高騰もあるのですが、一番の違いは今回は区画道路なのです。歩道がない区画道路。前年度には幹線道路、歩道があって、区画道路については人孔、特殊ますというのですか、そういう設置場所がなかなか限られているので、そういう工法もいろいろ検討しながら、一概に電線共同溝の高い安いという判断ではなくて、単純に区画道路か幹線道路、工事の内容でももちろん物価高騰も当然あるということです。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今技術的に沖縄電力と沖電工さんしかできないというようなところであったのですが、これ令和8年度までやっていって、単年度で協定を結んでいくわけではないですか。例えば令和6年度、令和7年度、令和8年度とかに宜野湾市内にこの技術を持った業者が出てきた場合には、ほかの業者との協定も可能ということの認識でよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間については、先ほども言いましたけれども、早期に、琉大開院開学の後はどうなのだというお話なのですけれども、おっしゃるとおり、市内業者でできる業者が出てきたらということもあるのですけれども、今回基本協定、これ年度協定なのですから、基本協定の中に下請で協定の中で市内業者を優先的に使いましょうという文言も入れておきまして、その辺で市内業者を今のところ下請でもなかなかできないという、実際入っていない状況なのです。なので、今後できるという業者が出てきたら、下請なり、直接結ぶのは基本協定の中でもうたっているのです、西普天間についてはですね。できるのかなということはあると思う。建設部に限っては、西普天間線と門前町の外周道路が今後電線共同溝工事を行う予定なので、そこについては包括的な協定を結ばないということ聞いていますので、今後市内業者でできることがあれば工事なり、電線共同溝、単発、単発でやっていけるのかなと思います。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今あったように、西普天間住宅地区のものの中での基本協定というふうに先ほどおっしゃっていて、その中に下請で市内業者を積極的にというところではあったのだけれども、現状今その技術を持っていないので、なかなか下請としても入ってこれないというような説明だったのですけれども、私が聞きたいのは、その技術を持ったときに沖電工さんに替わることが、市内業者が技術を持ったときに入ることは可能ですかということなのです。要するに基本協定の中でもう既にこの2社が決まっていますというものが確定してしまっているのか、年度協定の中で市内業者が入る余地があるのか、その技術を持ったときに入る余地があるのかということをお聞きしたいです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 すみません。先ほどはちょっと聞き間違えて。基本協定で市内にもし電線共同溝をやるとしたら、沖電工さんと包括的にやるとしたら基本協定を結んでいます。また、その下に西普天間住宅地区で電線共同溝をやるとすると3社でこの事業を進めていきたいと思いますという協定を令和8年度までやりますと、スクラム組んでやるということを協定で結んでいるので、今後できる会社があります、市内業者がいますということがあっても、まずこの施工協定、西普天間で電線共同溝、幹線区画道路をやるとなると、この協定を破棄してやらないといけないので、なかなか厳しいのかなと。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、基本協定の中で包括的にこの3者でやっていくということなので、そこにこの協定を破棄して、仮にこの技術を持った市内業者が出てきたとしても、包括協定を結ぶことが難しいであろうと。ただ、今できるのは令和8年度までの段階で、下請として積極的にもしその技術を持ったところが出てきたら下請として使っていくことは可能という認識でよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 ちょっと気になったので。先ほどの答弁で、通常7年かかる工事を4年でやりますということの答弁があったと思うのですけれども、イメージ的に何か突貫工事をイメージしてしまうのですけれども、働く人たちにとって安全面とかもちゃんと担保されているのかなというのがすごく気になったのですけれど

も。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 安全面ということなのですからけれども、もちろん沖電工さんは県でも特Aクラスですし、完了検査も含めて書類審査とか、そういうのを確認する中で、こういう形の市街地ではなくて、ちょっと閉め切られている場所なので、琉大も含めて工事車両はすごく多いのですけれども、安全管理も含めて沖電工さんは優れていると思いますし、突貫のイメージは、7キロ余りの電線共同溝をやるのですけれども、これを4年でやるということで我々は突貫というイメージなのですからけれども、特に作業員を大量に投入してということではなくて、一般的な工事という形でやっています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 安全面も考慮しての3年短縮というのはすごいなと思っていて、労災とかが起こるとイメージが悪いので、注視していただきたいと思います。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進めてまいりますけれども。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。休憩いたします。(午前11時16分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第63号 令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 議案第63号 令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

担当課より議案第63号についての趣旨説明を求めてまいります。お願いします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 初歩的な質疑で恐縮なのですが、負債資本とはそもそもどういうものを指すのか、教えてもらえますか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○経理係主任主事 経理係、米須と申します。御質疑にお答えいたします。貸借対照表の部分の負債と資本の部についての御説明ということでよろしいですか。決算書の9ページ、貸借対照表の負債の部になります

が、こちらは左側の資産の部の財源となる部分となっております。中身としましては、企業債、借り入れした財源だったり、未払い金だったり、資本の部になりますが、こちらは純資産になっております。左側の資産の部から9ページの負債の部を差し引きして、残ったものが資本の部分ということになります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 まずお伺いしたのは、負債資本、ではこの足し算、引き算で残ったもののお金の増減であったりとか、今幾らあるかとか、そういうことを示したのが資本負債のものと考えてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回決算書を見て、やっぱり目立つのが43ページと44ページ、ここを見たほうが分かりやすいかな。特別利益と特別損失の部分でも過年度損益修正益と修正損の部分、ちょっと気になるなというところなのですけれども、まず43ページの特別利益の過年度損益修正益、固定資産台帳整理に伴って長期前受金戻入、93万7,400円、まず長期前受金戻入のほうから説明いただけますか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 長期前受金戻入についてですが、こちらは減価償却費が取得経費を使用機関全体に費用として割り振る一方で、その財源を収益として割り戻すことになります。今年度においては、営業外収益の長期前受金戻入と特別利益の過年度損益修正益のほうに過年度分の長期前受金戻入が含まれています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 特別利益の中に入れる数字としてめちゃくちゃでかいのと、1,400万円、特別利益の中で見るとですね。損益修正益ということで1,400万円、大きい数字だったので、ちょっと目立ったなというところなのですけれども、固定資産台帳整理に伴うということは、それを過年度で計上しているということは、令和4年度段階まで気づかなかった、固定資産の前受金戻入とって、補助を受けて何か資産を構築したところを、台帳を整理していて、ちょっと資産の計算のミスというところで、その分計上しているはずなのですけれども、890万円余りというのは、この長期前受金というものは、まずトータル何年分のものの長期前受金で受けているのか。ここで過年度で計上しているということは、その長期前受金でどっさりと幾らか入って、これを負債として貸借対照表の中では負債、こっち、損益計算書の中では特別利益という形で計上しているはずなのですけれども、トータル何年分の長期前受金のものを前受けして、過年度損益で修正したというのが何年分なのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 今回特別利益のほうに計上している長期前受金戻入については、一番古い取得した資産では昭和52年度の資産から昭和59年度に取得した資産が対象となっております。水道の配水管の耐用年数が40年となっておりますので、期間としては40年で割り振った金額のこれまでの累計ということになります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、昭和52年から昭和59年分の8年間の分の固定資産のミスというよりも、耐用年数は

40年なので、減価償却のものが過ぎていたけれども、固定資産台帳の中で減価償却をそのまましてしまっていたということなのですか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 除却をしていなかったという状況でして、資産の。水道管の配水管が耐用年数40年になるので、担当者も1人で取得から除却まで見るわけではなく、担当者も代わったり、また台帳システムとマッピングで登録する部署も違うことがありますので、そういうのでずれが生じたということです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私の理解が正しいのか、ちょっと確認なのですが、耐用年数40年なので、本来であれば7年前に除却をして、終了していないといけなかったものを除却していなかったので、その分を前受金戻入という形で負債からこっちに入れてきたという。損益の中の特別利益に入れてきたという認識でよろしいですか。

(「はい」というものあり。)

分かりました。ありがとうございます。

では、もう一つ続けて、その次のページ、44ページの、これも同じような質疑なのですが、固定資産台帳整理に伴う固定資産除却費2,200万円、これはその次のページを見たほうが分かりやすいですか。その次のページの構築物の減少の中で一部除却52件と全部除却4件ということであるのですが、またこれとは別のものなのか。それとも、さっきの話をしているのと同じものなのか、ちょっと御説明いただけますか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 決算書46ページの固定資産の(1)、有形固定資産のア、構築物の減少額1億2,617万5,478円についてですが、こちらは通常の除却と過年度分の除却を合わせた件数になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、過年度分の件数はこの中に含まれているということなのですか。過年度分の件数は何年なのか、教えてください。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 過年度分の除却件数が42件になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、その42件の構築物、除却した財産、資産なのですが、何なのでしょう。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 こちら、資産は水道の配水管になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、先ほどの特別利益のところを話していたものと同じものというふうに考えていいのですか、この52年から59年までの除却をしていなかった部分の計上になっているのか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 先ほど御説明したものと同じ内容になっております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 先ほど7ページの建設改良積立金、この普天間が返還した後の水道事業というのですかね、総額どれぐらいかかるのかとか、そういう積算をされているのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほどの説明の中で、普天間跡地という例題を出したのですけれども、これだけではなくて、今からやります大山の土地区画整理とか西普天間もごさいます。新たなコリド一地区とか、そういうところもごさいますので、大きいところをまず例題として、そういうところもありますという例示として挙げておりまして、積算等は行っております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、宜野湾市全域のこれからこういう事業をしていくという認識でいいの。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 新しい開発に伴う新規のものだったり、あとは老朽管、耐震化とか、そういったものごさいますので、全域という形。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 これは、何年度から積み立てして、積立金として今はどれぐらいあるとか数字も分かりますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 決算書の9ページの7の剰余金、(2)の中のリ、建設改良積立金、ここにごさいます22億5,000万円余りが現在の積立額としてありますが、これが何年度から始めたというのはちょっと資料として手持ちにごさいませんので、はっきり分かりません。すみません。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 教えていただきたいのですけれども、公営企業会計って、どこか監査等は、議選の監査とこの監査以外に、どこからか指摘を受けたりするような機関があつたりするのですか。チェックが入るとか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 会計事務所のほうに委託して、チェック等を行っております、そこでいろいろ条項等に合致しているか、あと決算が間違いないかとかいう支援業務を委託しております。どちらからか指摘というところはごさいません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 直接この決算に関わっているのかどうか、ちょっと分からないのですけれども、さっき言った特別利益とかの部分で、過年度損益の部分で、通常の企業会計とかであれば結構株主さんだったりとかに指摘を受けるところは、こういった会計を見ている人たちに特別利益とか特別損失で計上すべき額ではないというようなぐらいの結構大きな額が入っているなというところだったので、例えばこれを見たところどこからか機関、国の機関なのか、県の機関なのか分からないのですけれども、公営企業会計の中でこういうふうをやっていたら危ないよ、気をつけてねというような、この除却をしていなかったとか、例えば固定資産の積算の仕方が、計算というか、見積もりが甘かったというか、試算の部分が余ったとかいうような指摘を受けるといふ、そういった機関はあるわけではないということなのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 会計事務所のほうに処分の仕方なり、計上の仕方なりは確認を取りながらやっていくのですけれども、金額の大小に関して別の機関から指摘があるということはありません。

○知名康司 委員長 ほかに。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 3、4ページの資本的収入及び支出の上のほうと下のほうで、一番下のほうに資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,626万2,325円とありますけれども、これは後ろの減債積立金、あるいは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填したということになっています。毎回こんな感じで出てくるのですけれども、これは実際それで補填できたのだけれども、できない場合もありますか、水道事業の中で。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 4条予算については、収支のほとんどが赤字になる。というのは、例年補助金等の収入で賄っておりますので、例年赤字にはなりますが、この補填財源として要望があれば、計上される収入とは別に現金として蓄えがあるとされるものは充当できるということになっていますので、ほぼ充当できているという考えです。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 あとは、次のページの下の方の枠に当年度末処分利益剰余金1億7,789万9,316円とありますけれども、これは最初の上の説明、営業収益の中で次長が、今回水道基本料金4か月分免除したと説明がありました。4か月分免除というのはかなり大きい額だと思うのです。ちなみにこの額が分かれば教えていただきたいのですけれども、この中で免除した分もありながら、また利益が出るということは、水道事業自体がかなり利益が出ているということになりますか。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策ですけれども、6月から9月の4か月分で、実績としましては基本料金の影響額2,429万7,000円であったのですけれども、それに対して1ページのほうの収入の第2項のほうに営業外収益、補正予算額として1,200万円、これは3月議会で計上しておりますけれども、これは地方創生臨時交付金が対象となりますので、これは補助金として受け入れてございます。あと、収益に関しても令和4年度に関しては、これまでの緊急、感染対策の緩和がありまして、営業収益が上がっておりますので、その分の収益もございましたので、利益が出ているというふうになっております。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の委員長の質疑に近いと思っているのですけれども、監査の意見書のところの10ページ、説明いただいているとおり、決算の純利益が出ている状況だと思うのですが、第4の結びというところの一番下のほうでいくといろいろ説明がある上で、そして今後の水道事業を取り巻く経営環境が厳しい状況が続くものと考えられるという言葉があります。純利益が恐らく今年度だけではなく、これまでも黒字で来てはいると思うのです。それでも、将来を見越した積立てだったりということも踏まえて、現状としては厳しい状況という認識は次長、当局もお持ちなのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 現状としましては、建設改良積立ても行っておりますので、すぐ厳しい状況ではございませんが、結びのほうにもございますように、先ほど説明しましたこれからの西普天間とか、老朽化の改良とか、そういったのが出てきますので、それに多額の費用がかかってきますので、そこで建設改良積立てなりを使っていて、それでも足りなくなるという可能性が出てくる。この場合は、今まだ体力があるうちに積立てをしながら、現状としてそこまで厳しいという状況ではございません。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今後の周辺環境とか、大山とか、おっしゃったような事例があると、想定されることはあると思うのですけれども、老朽管の更新というのは現在進行形で始まっているものと、新しい場所ではなく、既に住んでいる、現状住宅地とかでも出てきていると思っておりますけれども、そちらに対しては一定の支出で毎年計画を立てて、積立てから崩してとか、やりくりしながら進めている状況ですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 本来なら補助事業も対象となる事業ではございますが、現在補助の配分がかなり減ってきている状況なのですが、やはりこれは漏水とかが懸念されますので、また重要施設の周辺とか、そういった管については早急に耐震化なり、更新していかなければいけないですので、単費をつぎ込みながら平準化も図って、計画的に実施している状況です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 平準的に毎年度ある程度の水準でやりつつ、さらに今後大きな老朽管の更新というのが見込まれるから、積立てをやっても厳しい状況が続くものと考えられると監査が言っているというふうな理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 改良等もございますが、収入も落ち込んでくる可能性もあるということで、監査の言っているとおおり、節水型とか少子高齢化とか、人口の減少もございますので、収入も恐らく減ってくるのだろうという懸念もございますので、そういったことで厳しくなるというふうに考察すると考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第63号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

休憩、どちらがいいですか。あと下水道もありますけれども、その前に休憩を入れたほうがいいですか。では、10分だけ。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時43分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時56分)

【議題】

議案第64号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、議案第64号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

担当課より議案第64号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 まず、単純な質疑からなのですが、7ページ、剰余金処分計算書(案)にはなっていないのですが、これはいつ段階で締めて、この計算書の案が出ているのかということをお聞かせください。何月何日。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和5年3月31日の締めです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 であるならば、9ページの貸借対照表の中の資本の部(2)ロ、建設改良積立金が3月31日現在でゼロ円、しかしながら7ページでは、すみません。失礼しました。減債積立金の話です。これは、イの減債積立金は、要するに7ページでいう2億5,000万円を積み立てるつもりで貸借対照表の中にこれが記載されている、計上されているのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。貸借対照表の中の減債積立金なのですが、こちらに関しては3月31日時点の減債積立金の残高となります。

7ページの2億5,000万円、減債積立金の額なのですが、こちらに関しては令和4年度の初めには5億円残高がございまして、それを今年度2億5,000万円取崩しを行って、その差引き後の残高が2億5,000万円、同じ数字になってしまっているのですが、それで現在2億5,000万円となっております。こちらに(案)となっている減債積立金の積立で4,500万円を議決後にまた再度振り替えを行って、次年度決算に表れてくる形となります。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 11ページの説明で、ここで気になったのは5ページと11ページを見ながらなのですが、5ページの中での特別損失固定資産譲渡損で4,400万円、約4,500万円計上されているのですが、その説明が11ページにありまして、11ページの一番下、2ですね、特別損失計上に伴う経理処理、用地、換地処分に伴って地目変更、用悪水路から公衆用道路に地目変更されたことからということを書いてはいるのですが、これはそもそもその前の段階で予測できなかったものなのか。もしくは、それはいずれ地目変更されたら資産の損失になるものですか、計上しないといけないものなのですが、この場合も特別損失の中で計上していくものなのかどうかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、これ前から分かっていたものなのかという話ですけれども、ここについては以前、先に用地買収を行って、排水路、水は高いほうから流れ出てくるので、そこを用地買収して、排水路、ボックスを設置しております。その後に宇地泊第二地区の計画が立てられまして、換地処分という形で所管替えて用悪水路から公衆用道路という形で換地されている形になっています。そこで初めて所管替えとなります。下水道が所有しているものが、所管替えて別のところに移るといった形になっております。この特別損失の計上については…。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。特別損失への計上なのですけれども、営業費用と営業外費用に関しては例年発生する費用を主に計上しておりまして、特別損失に関しては例年ない例外的な費用だったり、過年度の決算の修正などを上げていくものなので、こちらの特別損失のほうに計上しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 39ページ、営業外収益の4、消費税及び地方消費税還付金、予算を約2,400万円立てて、決算が約1,700万円ということになっているのですけれども、たしか去年の決算でも予算の半額の決算だったのです。これは推測できないものなのか。要するに予算と決算の中の乖離が去年もあったので、約半額ぐらい、4,000万円、5,000万円近くの予算計上をしていて、そのうちの決算がたしか2,600万円か、約半分ぐらいだったのです。今回も2,400万円の計上をして1,700万円、その差が700万円ぐらいあるではないですか。この予算立てをする際に、還付金というものが推測できるものなのかどうかというのは教えていただけますか。何に基づいて予算立てをしているのか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これについては、まず補助金の要望だとか、そういったものでまずは計算していきます。今回こういう600万円余りの減になっているのは、補助金の配分が減ってきて事業費が減ると、あとは工事の繰越し等によるもので、これは予測がつきにくいものですので、予算額とちょっと乖離しているという形になってきております。これが、繰越しがなければある程度近い値になるとは思いますが、繰越しに関しては始まってみないと分からないところがあります。配分に関しても、予算立ての後に配分が来るものですから、そこも予測がつかないという形でこういう減額することになっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 44ページの3、特別損失の過年度損益修正損、予算50万円になって、決算5万6,180円で済んでいるということなのですけれども、まずこの要因について。たしかこれ漏水とかした場合は、漏水とかがあった場合に去年とか計上されていたところなのですけれども、今回50万円ぐらいの過年度損益修正損を組んでも5万6,180円で済んでいるというものの要因を教えてください。

○知名康司 委員長 業務サービス課排水設備係長。

○業務サービス課排水設備係長 予算を50万円組んではいるのですけれども、毎年毎年起こるものではなくて、その年によって該当するものが出てくるかどうかという。たまたま今回該当するものが少なかったため、この5万6,180円で済んでいるというところなんです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この5万6,180円で決算出ているのですけれども、5ページのほうでは5万1,077円で

計上されているのです。この差額5,103円、この5,103円という数字がどこに隠れているのか、教えていただけますか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。まず、44ページなのですけれども、こちら予算と比較しているので、税込みの表示となっております。一方、5ページの損益計算書なのですけれども、利益自体は税抜き価格で記載されておりますので、この消費税相当分で差額が生じております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 固定資産譲渡損では、44ページと5ページでは差異がないのですけれども、その説明はどのようなのですか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事

○総務企画課経理係主事 先ほどの過年度損益修正損は、漏水に対する下水道使用料に相当する還付になるので、もちろん還付に関しても消費税が加算されるので、課税として計算するのですけれども、固定資産譲渡損に関しては非課税取引になりますので、消費税の取引が該当しないため、同額となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、お金が動いているのか、評価が変わってお金が動かず、資産の評価で変わっているかの違いでいいのですか。その場合は非課税のものになって、お金が動く場合は還付金というような形でやるので、そこには消費税が入ってくると。10%の税が入ってくるといふことなのですか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。実際現金の出し入れとは関係なく、取引の科目一つ一つで消費税が課税なのか非課税なのか決まりがございまして、固定資産譲渡損自体が不課税という取扱いになっておりますので…。

(又吉亮委員「不課税」)

○総務企画課経理係主事 はい。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 例年なのですけれども、ほかの公営企業会計を見たことがないので分からないのですけれども、先ほどの水道事業は資本合計が全体の80%ほど、要するに資産合計からの割合として資本合計が80%、非常に優秀な、体力のある資本だなという感じがするのですけれども、下水道事業に関しては全体の10%、206億円ある中で資本の合計が20億円ほど、全体の10%ということは体力のない会計だな、財産だなというところなのですけれども、これに関しては下水道事業に関しては、大体こういったものなのですか、よその市町村も。この水道事業は80%の体力を持っていて、下水道事業に関しては10%しかない、資本が。というところが、水道事業とギャップの話ではなくて、下水道事業の10%の厳しさというのを感じてはいるのですけれども、その部分に関して見解ももらえますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道事業に関しては、水道事業より、どの市町村も厳しい状況でございます。なので、企業債を活用したりしておりますので、下水道事業自体は厳しい、ほかの市町村も下水道事業は収益はなかなか上がってこないというふうに考えております。

○知名康司 委員長 ほかにありませんか。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 7ページの下水道事業と水道事業の違いなのか、老朽管を水道事業は建設改良積立金の積立てということで水道のほうはあるのですけれども、こちらにはないのですか。これはどういう取扱い。例えば管がありますね、下水道管。そういった古いものだったりするのは、例えば漏れ出したり、壊れたり、いろんなことが考えられるけれども、そういったことの対応はどうなっているのか。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほども又吉委員に回答したとおりなのですが、下水道自体が厳しい経営状況でありまして、企業債を活用しながら管路の工事等を行っておりまして、建設改良の積み立てに回すようなお金がございません。

ただ、企業債を償還していかないといけないものですから、ある程度の収益がございましたらまずは減債積み立てから積み立てていくという形を取っておりまして、そこまでの余裕がないということ。管路更新につきましても、ストックマネジメント計画を立てまして、それに該当していくものは補助金で対応していくという形になっておりまして、下水道の場合は単費でやるところはやっているのですが、下水道に関しては今のところ補助金をあてがっているという状況でございます。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 あと、意見書の中の最後の9ページのむすびの中で、水洗化率、水洗化率は84.78%ということで、宜野湾市の水洗化率が出ておりますけれども、これでなかなか前年度からしても0.28の上昇ということでなっておりますけれども、なかなか上がらないですから、この水洗化率は。あと残り15%ぐらいがそのまま浄化槽ということですよ。水洗化率。浄化槽で利用しているということになります。上がらない原因とかも…。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 接続件数に関しては、ある程度毎年件数は上がってきているのです。この水洗化率の考え方としまして、人口統計でやるものですから、この地域によって人口の割り振りが違ったりしております。密度の高いところであれば、ある程度水洗化率も上がってくるのですけれども、人がいないところでやるとそんなに上がらない。件数が上がってもそんなに上がらないので、その場所によって違うものですから、一概に低いと、そういうことではなくて、その場所、接続されたところが人工密度が高いのか低いのかというところで少し変わってくる場所もございます。1%上げるのもなかなか厳しい状況でございますので、令和3年度から補助金等を活用して接続向上に向けて取り組んでいるところでございまして、1%を上げるのは現状としてはなかなか難しいところではございます。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 先ほど補助金と話していて、これは費用に対して補助金幾らというのが、制限ありますか。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 課税世帯の場合は工事費の75%を上限で、20万円を上限にして、非課税に関しては工事費の85%で30万円を限度額として補助しております。ほかにも少し細かいところはあるのですが、そ

ういった形でやっています。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 これは、市民の声として、下水道に繋ごうとしたときをお願いしたのだけれども、なかなか来てもらえないとか、そういういったのがあったという方がございまして、そういうのもあるのかなと思って。

(「来てもらえないというのはどういうこと」という者あり)

○知名康司 委員 業者なのかな。工事をさせようとしたのだけれども。

(「見積りをお願いしても来ないということでしょうか」という者あり)

○知名康司 委員 そういうことを言っていましたけれども。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 指定店が下水道の接続工事をするようになっております。上下水道局が指定している工事店がやることになっておりますので、この方がどこにやったか、ちょっと存じませんが、見積り自体は取ってくれると思うのですけれども、来てもらえなかったというのは、ちょっと理由はこちらでは分かりません。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 決算ですからそれは別として。

あとほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお聞きします。今の水洗化率の件でもう少しお聞かせいただきたいのですけれども、1%上げるのが難しいという次長の答弁があったのですけれども、何が一番の原因、この水洗化できない原因というのは、一番多い理由というのは何がありますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 やっぱり高齢化も原因していると、やっぱりお金がないという方が多数いらっしゃいます。それで、補助金を活用しているのですけれども、それでもなかなか難しいという状況でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。例えばなのですけれども、住んでいらっしゃる方は水洗化というのは、下水道を通したいと思っているけれども、いろんな事情で、地形だったりとか、いろんな施設が近くにあるとかで、米軍とかもそうだと思うのですけれども、工事ができないというような方々もいらっしゃると思うのですけれども、そういう方々は多分今後もずっとできないのかなと思うのですけれども、その方々がどれぐらいパーセントでいらっしゃるかは分かりますか。

○知名康司 委員長 下水道施設課下水道整備係長。

○下水道施設課下水道整備係長 お答えします。整備がされていない、公共下水道整備がされていないところのこととしてお答えいたしたいと思うのですけれども、残っている区域につきましては主立ったところとしては私道などの個人の地権者がいるところとなり、中には地形的に下がっていて、自然流下で汚水が流せない区域だったりするところになっていきますので、基本的には整備していくためには地権者の同意だったり、地形的な要因があれば整備の手法とかを個人の土地を通して自然流下で流すとか、あとはマンホールポンプなど、そういうことを検討しないといけないところになっていきますので、そういうところが残って

いるところになっているので、なかなか整備が進んでいないところがございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のような条件があるところは、別で見たときに整備できるところだけでいったら、水洗化率は実はもう少し上がっているのかなというふうにちょっと思えたりしたのですが、そういう事情があるところはなかなかいろんな時間をかけて解決となるか、もしくは今後も解決できない部分があるかなと。そこもまとめてその他を100%と見たときに、なかなか上げにくいと思ったんですけど、他市町村と比較したらどんなですか、宜野湾市の84.78%というのは。高いですか、低いですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 本市の水洗化率84.78%に関しては、10市と比較したら8番という数字にはなっていますが、実際水洗化率の出し方がまちまち、市町村全部まちまちです。水洗化率の出し方は一緒なのです。もととなる数字が違うものですから、一概に。本当は95%が正しいかどうかというのが分からないところ。実は、本市も平成26年度までは93~4%あったはずなのですけれども、下水道台帳システムというのを入れたときにいろいろ整備して計算してみると、そこまでの正確な数字を出してみたら80何%という形になっておりますので、もしほかのところそういう手法を取ると下がる可能性はあります。だから、一概に高い低いというのは単純には比較できないところです。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 8ページなのですが、流動資産の中での(2)未収金、1億1,400万円余りあるので、貸倒引当金が23万6,000円余り、この計上、パーセンテージにしたら0.2%とか、水道事業も0.2%の貸し倒れ引き当てだったのですが、ではこの0.2%の率の根拠。根拠でなくていいです。どういうふうにそれを算定して出しているのか、教えてください。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。貸倒引当金については、過去の実績の平均値で出しております。不納欠損が5年で行われるので、5年前の未収金に対して幾ら貸倒れしたかという実績を3年間の平均で出した結果、0.207%で行っていて、それで算出をしております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、ちょっと次、公営企業会計のところで教えてほしいのですが、公営企業会計の中で貸倒引当金を0.2%で計上してくださいというふうになっているのか、もしくは不納欠損が発生するのが5年間なので、5年の実績を見て、そこからそれぞれの自治体で貸倒引当金を計上してくださいというふうになっているのか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 貸倒引当金なのですが、債権の状況に応じて過去の貸し倒れ実績率と合理的な基準により算定するとなっておりますので、ほかの自治体がどのような算出方法をしているかは私のほうで把握はしていないのですが、過去の平均にて算出して計上しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、宜野湾市のほうでは5年間で不納欠損というようにするので、5年間の過去の分を見て、大体このくらいが貸倒引当金として計上するのが妥当だろうという5年の数字というものの、その平均値

を取ってのもの、これは宜野湾市独自のものということで認識していいですか。

○知名康司 委員長 総務企画課経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。貸倒引当金なのですけれども、過去の実績と合理的な基準により算定というのはほかの市町村も共通していると思いますので、何年の平均を取っているというのはばらばらだと思うのですが、皆さん平均に応じて設定しているものだと認識しております。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行していきますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第64号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時40分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時41分)

○知名康司 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時41分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時48分)

【議題】

議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別補正予算(第1号)を再び議題といたします。

本件に対する質疑を許します。宮城政司委員からあった件です。これの説明をお願いします。市街地整備課長。

○市街地整備課長 お話のありました閉会中の審議、認定についての審議なのですけれども、特段手続上問題ありませんということなので、このスケジュールで問題ないということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。可能性の話として、決算審議を閉会中、この9月議会終わった後にやって、実際それが採決されるのは12月議会になると思います。12月議会で、可能性の話として否決されたときというのは、その扱いというのは議会のほうはどうなるのか確認しなければいけない部分があるのですが、

その決算の根拠として今回の補正予算があるというふうに理解しているのですが、決算は否決されて、補正予算が採決されていると不整合が起きないかなということがあって、そこをちょっと懸念して相談というか、確認させていただいた。

(「ちょっと休憩して」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時52分)

○知名康司 委員長 審査中の議案第50号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時53分)

【議題】

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 次に、陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時54分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後4時07分)

○知名康司 委員長 審議中の陳情第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次回は9月14日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時08分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和5年9月14日(木) 2日目

午前10時00分 開議

午後 4時17分 散会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員(7名)

委員長	知名 康 司
委員	濱元 朝 晴
委員	下地 崇
委員	嶺井 拓 磨

副委員長	宮城 政 司
委員	又吉 亮
委員	宮城 優
/	/

○欠席委員(0名)

○説明員(16名)

建設部長	城間 勝也
施設管理課長	與那嶺 諭
市街地整備課長	嶺井 実克
市街地整備工事一係長	仲間 淳
建築指導課指導係技師	三浦 弥那美
契約検査課長	伊禮 理子
市民経済部長	新垣 育子
市民協働課男女共同係長	渡慶次 園子

建設部参事	嶺井 辰也
施設管理課工事係長	東江 信治
市街地整備課計画係長	桐澤 秀明
建築指導課指導係長	山城 啓
都市計画課担当技幹	新崎 雅也
契約検査課契約検査係長	我如古 誉幸
市民協働課長	喜友名 和佳子
人事課長	上地 章弘

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事（建築）請負契約について
- (2) 議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事（機械）請負契約について
- (3) 議案第59号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（1工区）請負契約について
- (4) 議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (5) 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

第452回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年9月14日（木）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事（建築）請負契約について

議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事（機械）請負契約について

○知名康司 委員長 追加議案となっております議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事（建築）請負契約について、議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事（機械）請負契約について、以上2件を一括して議題いたします。

本件に対する質疑を許します。

まずは、担当課より議案第65号、66号についての趣旨説明をお願いいたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 契約検査課長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 当局より趣旨説明を賜りました。

これより本件に対する質疑を許します。2件ございますけれども、1つずつやります。最初のほうが議案第65号、体育館改修工事の建築の請負契約のほうからの質疑を進めたいと思います。宮城優委員。

○宮城優 委員 これ改修工事ということですが、老朽化による改修だと認識しているのですけれども、築何年になるか、お教え願います。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 事前に配付している概要書がございますので、それを見ながら説明させていただきます。事業の目的です。市立体育館改修工事は築37年経過しております。建設設備等も含む施設の老朽化により、機能の低下のため改修を行うことにより、安全かつ快適に市民スポーツに親しむことが出来るとともに、避難所の役割としても安全で快適な都市環境の改善及び地域住民の生活の向上を図ることを目的とするということで、今回改修工事に入っております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 不具合があってやるというわけではなくて、この経過に伴ってやる工事ということで。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 この建築工事のほうは雨漏りもございます。それと、あと床、体育館の床なのですけれども、ささくれが今まであって、部分補修していたのですけれども、それではちょっと追いつかないということで、全面張り替えがメイン工事となります。屋根のほうも全面の形になります。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。今ちょっと答弁の中で屋根の改修、雨漏りの改修という話だったのですが、屋根の改修にもいろいろあると思うのですけれども、ふき替えなのか、防水なのかあると思うのですけれども、どういった施工をするのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 10何年か前に1回、私携わったのですけれども、あのときは全部剥がして張り替えしたのです。今回の方法は、今ある屋根にかぶせた形の工法で施工します。剥がさずに。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 屋根の雨漏りとか、そういう不具合が起きたときに補償対象になると思うのですけれども、そういった施工後の補償とかもちろんについての契約になっているか、伺いたいのですけれども。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 工事契約書の中で瑕疵担保というのがあるのですけれども、明らかに施工上のミスでの雨漏りとか、そういったものについては施工瑕疵の補償になってくるかと思われまますけれども。ただ、そうする場合は点検を毎月とか、そういうふうに定期的にやっていって、これが瑕疵であるということの証明が必要になってくるかなとは思っているのですけれども、そういったのはあります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 今結構物価高騰で資材費も高騰していると思うのですけれども、これ今決めた金額で動き出させていただきながら、景気の変動によって事業者さんが困る事態に陥ったりとかすることも予想されると思うのですけれども、それについてどのような見解というか、対応を考えているか、伺いたいです。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 当然物価スライドが出てきた場合、スライド条項というのが国交省から出たりするのですけれども、それに当てはまるようでしたら、それを使って高騰した分の資材を、単価を上げた分に変更契約という形になってくるかなと思います。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。あともう一点、避難所の機能も加わってくるということなのですが、どういったものが含まれるのか、お伺ひしたいのですけれども。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 台風とか地震、津波とかの避難場所にはなっていないのですけれども、そういった類いの避難場所になったと思います。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 改修し終わった後に、何か災害とかあったときに駆け込める場所だと思うのですけれども、避難された方々を受け入れるための例えばパーティションが体育館には常備されるような計画であったりとか、そういったことも踏まえての改修になっているのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 改修するからとかではなくて、もともと避難場所になって指定されているのです。なのでこのパーティションについては、体育館には直接装備はされておりませんので、今老人福祉センターとかで避難場所になっております。そういうところは多分常備していると思うのですが、体育館についてはまだそういったのが現場にありませんので、その辺は防災とか、その辺とちょっとタイアップしながら、どういうふうにしていくかというのを決めていければと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 教えてほしいのですけれども、民間の住宅とか共同住宅とかは保険、火災保険だとかというのをかけるのですけれども、公共物のほうは何か保険とかはかけたりするのですか。

(「それは工事期間中の話」という者あり)

○宮城優 委員 いや、出来上がってから。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 公共施設は、総務のほうで一括でそういった保険に入っているかなと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 うちの事例なのですけれども、台風で屋根なり資材が剥がれたとかというので、保険会社が調査に来て、被害状況を見て、修復費用というのを出してもらえたのですけれども、そういうのがあったりもします。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回の改修については、台風で被害とか、そういったのはございません。台風の前から雨漏りがあったりとか、ささくれについては今まで一度も床を張り替えしたことがないので、その辺で全面張り替えするという形になっています。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。幾つか教えていただきたいのです。まず、短期間で指定管理者で運営ということをされていると思いますけれども、この工事というのは、今されている指定管理者が決まったときにもう想定されて調整済みだったのですか。それとも、指定管理として決まった後で発生というか、話が上って、使えなくなるわけです。その間、この指定管理者の収入とかも減ったりしたり、仕事とかも変わってくるのかなと思うので、何か細かな調整が必要かなと思うのですけれども、この辺りどのように対応されていますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 指定管理が5年ごとの更新があるので、10年終わって、今年が11年目なのです。もう設計は去年からこの体育館改修するということを頭に入っていて、指定管理者もその辺も分かりながら、我々も指定管理を公募している状況でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、指定管理者との調整はスムーズで順調にしているということで理解します。ありがとうございます。

続いてなのですが、予算的にこれは国から補助とか、その辺ごめんない。説明はあったかもしれ

ないのですけれども、市がどれだけ負担して、補助がどれぐらいかというのが分かればお願いします。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これは防衛予算を活用させてもらって、民生安定のほうでさせてもらっております。率ではなく、定額で4億5,000万円ぐらいだったかなと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今この65号の建築のお話で理解するのですけれども、今課長がおっしゃった額というのはトータルですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回体育館の改修が建築、設備、電気がございます。その3つに対して4億5,000万円の定額補助という形です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、残りが市の持ち出しということになりますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 持ち出しというか、起債充当100%を予定しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、この議案になるのか、次の議案になるのか分からないところなので、確認させていただきたいのですけれども、新聞の報道でありました、談合の話がありました。これは、この建築、機械、あと先ほどありました電気、電気はまだ入札されていないと、この間部長がおっしゃっていたのですけれども、どちらに当たりますか。それとも、それ全部ですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 入札談合の情報については建築のみです。機械設備とか、電気は9月の27日に入札なので、あれは議会事項ではないので、ございませんが、建築に限っての内容で。あと契約検査課長のほうから細かい説明を。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。まず、談合についてなのですが、新聞報道にあった内容と同じような感じになるのですけれども、経緯としましては8月15日に琉球新報社から談合の連絡がございました。その中では匿名の文書が届いているということで、新聞社のほうに。その中では、今回の工事名、体育館改修工事（建築）という掲示文と、あと特定の業者さんのお名前が記載されていることもありました。そういう内容を受けて、こちらとしましても入札をそのまま執行はできないのではないかとしまして、こういった談合情報があった場合に設置される調査委員会があるのですが、それを設置、開催したという経緯があります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと詳細とか、言えるところと言えないところが出てくると思うのですけれども、今の話だと入札の日付が……

(何事かいう者あり)

○宮城政司 委員 談合の話があったのが建築のほう。

(「建築だけ」という者あり)

○宮城政司 委員 建築は8月30日となっていますが、合っていますか。

(「その1個下」という者あり)

○宮城政司 委員 失礼しました。ごめんなさい。工期を見ていました。なので、15日にそういう話が浮上して、そこから予定していたのは16日ですか。そこから委員会等を開いて調査した結果、25日に開催になったという経緯で合っていますか。

(何事かという者あり)

○宮城政司 委員 これ以上聞いていいのかわからないけれども、では、市民の思いということで聞かせていただきますけれども、特定できてしまうとあれなんですけれども、この話があった、情報があった会社は、延期後も入札に参加されていますか。要は、その会社が入札、落札されたかどうかというのを市民は聞きたがると思うのです。それは言えますか、言えないですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 この特定の会社が、入札結果を見ていただきたいのですけれども、6共同企業体参加されているのですけれども、全社入札には参加していただいています。1社の辞退はあったのですが、こちらは入札書の中で辞退という記載があった業者になっておりまして、全社入札には参加してございます。名指しされた業者さんが落札したかどうかについては、ちょっとお答えは控えさせていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 多分これがわからないというところなんですけれども、あくまで情報があっただけで証拠があったとか、そういうことも言っていないと思うので、その会社のことを公表するのはできない話だとは思っているのですけれども、万が一仮に可能性の話なのですが、談合があった場合というのは、この会社が落札してはいけないのかなという思いがあるので、多分市民としてはすごく興味があるところなのかなと思う。ただ、これを調べていくと市から離れていくのですか。県、国ですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の入札については、実際に談合情報があったので、全業者から事情聴取ということで、ある程度そういった接触等がなかったとか、積算はどのようにやったのかということで事情聴取をそれぞれ時間をずらしてやっております。

あと、実際入札、事情聴取の結果、談合と断定されて、示唆されるような証拠とか、そういったものは断定できなかったということもありまして、公正入札調査委員会のほうではそれまで延期しておりました建築の工事についても入札を執行するという事になっています。この入札を執行するに当たってなのですが、全社で参加される業者さん全てに誓約書というのを提出していただいております。もし落札後、談合等が発覚することがあれば、契約は解除ということで、賠償目的に責任を問われるというものを誓約していただいていますし、入札の前にも宣言して、その上で厳正に入札に応じてくださいということで執行はしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。あとは一般質問で取り上げているので、ありがとうございます。

○知名康司 委員長 今1つつ分けて質疑をやっているのですけれども、2つある場合は後でまとめてやる

方法で、一緒にやる方法。取りあえず1つずつやっておきます。今65ですから、65だけ。65の建築です。それに対してほかに。嶺井委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。談合の調査するに当たってマニュアルがあるというふうにお聞きしたのですけれども、そういったマニュアルはありますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ございます。宜野湾市談合情報対応マニュアルというのがございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 それは資料でもらうことはできたりしますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 提出可能ですので。提出いたします。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、これを見ればそのとおりに基本的には調査を行って、ここでは出したという形によるのでしょうか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 こちらの談合マニュアル、設置要綱の中に別添で談合マニュアルというのがあるのですが、それに沿った形で調査、審議を行って、入札を執行しています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。続いて、工事の概要のところではいろんな工事があるのですが、アリーナの入替えであったりとか、内装改修とかあったりします。例えばこれは一気にこの期間で行われているのですか、それともこの時期はアリーナの入替えで、この時期は内装でという形になるのですか。どちらか教えてほしいです。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 工事契約後、工期を来年8月末に持ってきているのですけれども、9月ははごろも祭りとかがあるので、それに重ならないようにということで工期を設定させてもらっているのです。その中で工事業者さんが屋根をやりながら床をやったりとか、いろいろできたりもするので、その辺はこっちをやったりとか、順番を決めてではなくて、両方取りかかっていくような形になっていくかなと思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうしたら、この工事の期間の間は完全に使えないような状態になるという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 一般市民への開放は、この工事期間中はございません。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の質疑からの続きなのですが、この8月までの工期の期間は市民への開放はされないということでは、考えてないということだったのですけれども、この工事が始まるということ、ここのジムの利用者の方々からその期間、私たちはどこでやればいいのかと、健康維持が難しいということで、せめてジムの部分、工事をしながらそこを一部開放して、外から出入りができるようなやり方だったり、もしくは

屋内多目的運動場のほうに施設をちょっと機能を移すとかいうことができないかという相談もあったのですが、実際にジムの一部開放というのは考えていないところですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ジムを今のままで使うということは、仮囲いとか、重機を入れたり、資材を置いたりするので、その中を歩いていくような形になるので、今の場所では難しいと思っているのです。先ほど委員がおっしゃったように、屋内運動場のほうのスペースとかで、スペースも限られてはいるのですけれども、最大限持って行って、できるようにはしたいと思っています。あと、ほかにも機能を全部持っていくのは難しいのですけれども、持っていける幅を広げるような形で今ちょっと検討をしている最中でございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その際にしっかり調査していただきたいのが、若い方とかは車だったりとかするので、例えば機能を体育館から別の場所に移したとしても、老人福祉センターだったりとか、別の場所に移したとしても、多分そこに移動していけるのですけれども、高齢者だったり、歩いて行ける距離だからここに通っているという人たちがどれぐらいいるのか。自分のほうでもちょっと調べているのですけれども、利用者割合としては高齢者のほうが多くて、どの機械が人気があるというか、よく利用されるかというのも、ウォーキングマシーンとかというのがよく利用される。そのためには電気がどれぐらい必要だというのがあったりもするので、工事をすることによって健康維持ができないという、工期の期間できないというのがあるので、しっかりこれは調査した上で、ちゃんとその方たちの要望を満たせるようなものをしていただきたいなと思っています。目的の中にも書かれていますので、安全かつ快適に市民がスポーツに親しむことができるかというのも目的の中にありますので、その目的が工期の期間、失われることがないようにしていただきたいなと思っています。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 場所については、グラウンドの会議室とかいろいろ考えたりしたのですけれども、海浜公園内で収まるような形でできないかなという方向で今検討させてもらっています。ただ、どうしても工事が入るので、ニーズに完全にマッチしたというのはできないと思う。多少はちょっと減ったりとか、そういったのが出てくると思うので、その辺も工事期間中でリニューアルするという考え方で、できた暁には環境がよくなるという考え方で、その工事期間中はマックスではないのですけれども、範囲内でお願いしたいなというところです。

(「ちょっと休憩いいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時33分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時38分)

○知名康司 委員長 ほかに。議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事(建築)請負契約についての質疑をお願いします。もしなければ、進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 では、続けて議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事(機械)請負契約についての質疑

をお願いいたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時39分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時39分)

○知名康司 委員長 質疑をお願いします。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回機械ということで、さっきの建築のほうでは6社が見積りに参加していますが、この見積り参加の場合はホームページか何かで役所のほうから各業者に呼びかけるのか。その確認。見積りの案内の方法。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ただいまの質疑の件なのですが、入札の通知をどのようにやっているかということによろしいでしょうか。

(濱元朝晴委員「はい」)

○施設管理課長 この体育館に関する工事については、建築も機械も公募で募集して指名審査委員会にかけたような形になっております。しかし、機械については、第1回目の入札が最低制限を下回ったので、不調になりましたので、それで入札は終わったので、また再入札するために今度は指名審査委員会を開催し、同じ業者を選定して入札日に呼んで、今回落札したということで9月4日の入札で落札したということで今回上程という形になっております

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1回目は不調になって、その3者というのは2回目の、予定価格ですか…。

(「最低制限価格を下回って不調になりました」という者あり)

○濱元朝晴 委員 3者ということは、件数で少ないから制限がいろいろあるのかなと思って今質疑したのだけれども、3者という、入札に行った、業者というのか、少ないというのが、どんな原因。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 公募要件で先に入札が終わった屋外劇場の機械、中央公民館の機械、それを取っているものの以外が応募できるという形にして、重複受注ができないような形でエントリーしているので、ちょっと業者が少ないかなと思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 たまたま少ないのではなくて、いろんな工事をやっているからそこには入らないということ、結局。ほかの工事があって、そういうのがあって少なかったということで理解していい。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 先ほど話したように、屋外劇場の機械と市民会館の特許のところは入札に参加することができないという条件で公募しています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。僕があまり市立体育館のほうでトレーニングルームしか行ったことがないので、分からないので、教えてほしいのですけれども、空調工事というのはトレーニング室とか管理人室と

かの工事のみですか、それとも全体とか、体育館のプレーするところにもつけたりするのかというのをお問い合わせしたいのですけれども。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 宜野湾市立体育館では、各市町村の体育館の中でもエアコンが入っている唯一2か所ぐらいしかないのですけれども、そのアリーナ部分の冷やす空調が今回もう寿命が来ているということで、その取り替えがメインになります。トレーニング室とか、そういうところについては個別クーラーがついておりますので…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この案件に関して、1回目が全て最低制限価格を割って、不落になったということでの御説明だったのですけれども、ちょっと教えてほしいのですけれども、その際に全て最低制限価格を割って、不落になった場合、そのときの最低制限価格というのはその後公表されるものなのかが1つ。1回目不落になった場合、予定価格の変更をされるのか、2回目の入札に向けて。公表されたら、恐らく予定価格は変更せざるを得ないと思うのです。でも、公表しないままの場合は予定価格を変更するのか、もう一回積算して変更するのか。もしくは、そのままの1回目のときと同じ価格で予定価格として出して、最低制限価格はこちらに持っている状態でやるのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の機械の工事については、1回目の最低制限価格は公表していないですし、一番近い方、その金額も公表していません。金額的なものについては公表はなし、していない。2回目の入札においては、公表はしていませんので、予定価格も同額で、最低制限価格も同額で入札しています。

○知名康司 委員長 予定価格は公表しているのですね。

○契約検査課長 はい。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 全てが最低制限価格を割って不落になった場合というのは、その入札に入ってきた業者としては要するにその金額でできるよという能力を示しているということではないですか。なので、予定価格はそのままでいきますということもまた公表しているのか。金額ではないです。予定価格は1回目のときと同じですということを通達はしているのか。その価格でみんな割ってできるということは、当局としての積算はちょっと高い見積もりになっているということなのかなとちょっと思ったのです、予定価格が。その場合、予定価格の変更というのはしないままですべきものなのか、それは決まっているのか。1回目の入札が全て最低制限価格を割った場合、2回目の入札に係るときは1回目の入札のときと予定価格は同額でやらなければならないというのが決まっているのか、予定価格の変更をしてもいいものなのかどうかというのを聞かせていただけますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 まず、1回目の入札のとき、最低制限より下回って不調になっています。もう一回入札ができれば、その場でまた変わってきたかなと思うのですけれども、事前公表を予定価格はしているのです、入札は1回ということで決めているのです。おっしゃるように、向こうは最低制限価格より下回ってもできる

よとは言っているのですけれども、現場の施工の品質の確保をするための最低制限があるので、確かにできるかもしれないのですけれども、その辺を確約するためにはやっぱり最低制限以上でないと。変な話、うちが予定価格、最低制限価格を上げてくれという形にはなっているのですけれども、それも品質確保のためにということで理解してもらえればいいかなと思います。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 工事については、予定価格を公表している、工事だと、建設コンサルタント委託業務があるんですけど、それについてはルール上1回というのが決まっていて、また改めてやる場合は予定価格をそのままにするか、もしくは変えるかというのは、担当課のほうと調整してやるんですね。予定価格をもう一回設定し直すのかどうするかというのは、予定価格が変われば最低制限価格も変わってくるので、それを再度積算し直すのか、また新たな入札をするのか、予定価格はそのままでやるということもありますので…。

(「どちらでもできるということですか」という者あり)

○契約検査課長 できます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の又吉亮委員の質疑に関連してなののですけれども、もしかしたら説明あったら申し訳ないのですけれども、1回目の最低制限価格を下回って不調になったということなののですけれども、その不調になった理由というはお伝えできるものなのですか。最低制限価格を下回ったから入札できなかったのだよというのを入札に参加した業者に説明を受けて、次の入札のときには最低制限価格が幾らか分からないけれども、もっと高くなければ駄目だという認識は持った上で2回目の入札に参加できるということになっていますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 開札した結果、全社最低制限価格を下回ったため、今回入札は不調となりましたというのはお伝えしています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その説明がないと、もっと下げなければいけないのかなと思われてしまう可能性もあるかなと思ったので、確認だったのですけれども、そのときに先ほど課長がおっしゃった、品質を確保するためには最低制限価格を上回らないといけないという大事な部分の説明も業者にあったほうがいいかなと思ったのですけれども、この辺りとかもコミュニケーションは取れているのですか。企業努力としてしっかり下げようとされて、結果最低制限価格を下回ってしまったということだと思いのです。でも、もちろんその努力は大事なただけれども、品質をしっかり確保するために最低制限価格を下回ったらずいなのでという感じの意思疎通があると、多分企業の皆さんも2回目の入札にモチベーションが保てる。その辺りは何か会話することは。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 不調になった場合に、個別にアナウンスしてはいないのですけれども、業者さんのほうでもやっぱり最低制限価格が、公共工事の質を確保するために最低のラインがあるというのはお分かりになっていますので、その辺はちゃんと把握しているということで認識はしております。今回不調になったからということで、何か疑義があったということはないです。

○知名康司 委員長 よろしいですか。進行いたしますが。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、先ほど申し上げましたように、65号と66号、どちらでもよろしい、一緒でもよろしいですので、質疑を受けたいと思います。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 65号のときの説明で、8条民生を使って補助を受けていると。裏負担分に関しては100%起債で充当しているということであったのですけれども、政策事業総括を見たら一般財源入っているのです、令和5年度も令和6年度も。これに関しては、充当率が100%だった場合は恐らく全部地方債の部分に数字は記載されるはずなのです。何か記載と起債で分かりづらくなってしまいますのですけれども、記載してあるはずなのですけれども、政策事業総括の5年度と6年度の中で一般財源がちゃんと取られているので、それは充当率が変わったものなのか。予算、令和5年度の当初予算を組むときと財源が変わったのかどうなのか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 補助を受けてやるので、補助対象分というのがどうしてもあって、補助対象外のものもあるのです。それをするために一般財源が入っているような状況です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、そこで教えてほしいのですけれども、地方債に関してはどういったメニューを使っているのか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 緊急防災の地方債を使っています。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。先ほど課長の御説明で工期というのですか、来年、令和6年度のはごろも祭りに影響しないようにということをおっしゃっていたと思っっているのですけれども、はごろも祭り以外に、例えば産業祭りとかこの期間内にあるのかなと思っっているのですけれども、その辺りとか、はごろも祭り以外への影響というのは考慮されましたか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 担当部署と調整はさせてもらっています。産業祭りについてはちょっとフルには使えない状況にはなってきますので、その辺りの調整をさせてもらっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 以前産業祭りで別の会場、マリン支援センターの向かいとかでやったことがあると思っますが、やり方としてはほかにもあるのかなという感じがするのです。キャンプとかにも影響はないですか、ベイスターズの。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ベイスターズのキャンプについても、担当部署と調整して、体育館工事に入って、多目的広場がちょっと制約があるというのも調整しております。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 1点だけ。この入札結果一覧表、どちらも見たときに入札日時が65号のほうが8月25日、66号も9月4日と、別々の日になっています。この説明はできませんか。例えば本来は一括してもできるのではないかな、同じ日に。

○宮城政司 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の入札日が異なる理由なのですが、まず建築が8月25日に執行しています。このとき同日に機械のほうも入札をしております。ただ、機械のほうも、先ほど御説明したと思うのですけれども、全社最低制限価格を下回ったので、改めてまた見積り期間を設けて、9月の4日に入札を執行して、今回の議会にそれで追加議案として提出しているという経緯となっています。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほどの説明で気になったのですけれども、防衛から補助を受ける補助対象分の工事に関しては、そのうちの75%民生で、残りが起債、これは100%でやっていますよということでの話だったのですけれども、一般財源に入っていますよと言ったのは、この防衛省から補助を受けられる工事の事業のものとは別の部分に一般財源を使っていますということなのですけれども、これが5年と6年、この2年間の間で使われるお金が、政策事業総括の中で予定だったと思うのですけれども、1億1,600万円ほどあるのですけれども、要するにこの防衛の補助が受けられる対象工事の範囲外で1億1,000万円使う工事というのは何なのか、教えていただけますか。どういったものにそれが使われるのか。

トータルでの事業を見ていたら7億9,700万円、1億7,500万円、9億8,000万円ほどのトータルの工事なのです。9億8,000万円のうち1億1,000万円がそれとは別のものになってくるというのが。10%以上の工事、総事業費に対して10%以上の工事が防衛の補助の対象外の事業であるということを見られているわけなのですけれども、それが何なのかというのを教えていただきたい。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時02分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時02分)

○知名康司 委員長 施設管理課工事係長、お願いします。

○施設管理課工事係長 予算としては予算取りをしているのですけれども、その後設計が完了したところで予算よりも少し縮小した工事費に納めることができたので、今工事発注している額としては8億ちょっとになっています。予算は9億円、もともと債務負担が通っていますので、その分の差があります。補助対象の工事としては建築、電気、機械の3つの工事です。それ以外に事業としては、管理のほうです。工事管理だとか、業務委託のほうがありますので、そこが約1,000万円。業務委託の事業がありますので、そこは補助対象外、単費扱いでやっていますので、そこは一般財源です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 大まかに理解した中で、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、令和5年度の当初予算を組むときに、この事業に対して約9億7,000万円か9億8,000万円分の予算を組んでいたけれども、今8億円程度に変更になっていたと。収まってきたと。多めに取っていたからということですね。8億円程

度に収まってきた。それに伴って、一般財源ももちろん収まってくると思うのです。その事業ももちろんそれ以外にさっき言った委託の部分だったりとかというの、管理だったりというの収まってくるということなのですけれども、その額が1億1,000万円当初取られていたものが、今1,000万円という理解で大丈夫ですか。1億1,000万円の予算を一般財源で最初は組んでいたけれども、それが1,000万円程度で収まっているということの認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 又吉委員のおっしゃるとおり、その分工事費が圧縮できましたので、予算取りとしては大きかったですけれども、設計していったら圧縮して、その分が1億円ぐらいの差があって、その中で1,000万円が補助対象外という形です。

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進行してよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第65号、66号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時06分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時07分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時07分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第59号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事(1工区)請負契約について

○知名康司 委員長 議案第59号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事(1工区)請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

担当課より議案第59号についての趣旨説明を求めてまいります。よろしくお願ひします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 教えていただきたいのですけれども、指名競争入札となったときに入札者に関して、ここ入札に入らない場合というペナルティーがあったりとか。要するに入札に落とせなかったとしても、入札に入

ることでの入り続けるメリットとかはあるのですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 入札については、指名の回数が例えば格付とか評価に値するという事ではないです。ランクづけに影響するというような評価はしておりません。指名されて、例えば辞退した場合でも、特にペナルティー等はありません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 気になるのが、予定価格が3億6,455万円なのですが、予定価格で提示しているところが2者あるのです。ということは、もう予定価格をそのまま出すということは、最低制限価格に近づける意思がないので、これはどういうことなのだろうと。だから、入り続けないといけない、入り続けるとペナルティーがあるのか、もしくは入り続けることによってのメリットがあるのかというのをちょっと確認したかったのですが、これはどういった意図があるのか。推測になるのかもしれないし、分かっている何か入り続けている、入札に入るというのを教えていただきたいなど。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 又吉委員の御質疑にお答えします。我々、今A格付の業者が12者あって、大きい工事によって、JVの要件がおおむね2億円というのがあって、今回12者、Aクラス12者、Bクラス12者で指名に至ったのですが、この中でどこを省くとか、どこを入れるという、市内優先なら市内業者を一律毎回入れさせてもらっているのですが、特に我々が把握している限りでも技術員がいないので、指名はありがたいのですが、時期、時期によってそういうことがあり得るというのは聞いたことがあります。技術員がいないので、本来は辞退という選択肢もあるのですが、やっぱり入れてもらったからには応札を応じることが業者さん的にはあるのかなということもあります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 特にそこに入っていないから、入り続けなければならないという、何かそれによって評価が変化していくというものではないということなのですね。今言ったように、なぜ辞退ではないのだろうと思ったのです。辞退ではなく、予定価格でそのまま入札者が応札していくというのが、辞退ではなく、何でその手法を取っているのかなというのが気になったのですが、多分それは業者側の心情だとは思いますが、特にそれを入札に応じなかったから、入札者として出てこなかったからといって、何か変化があるものではないということによろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 又吉委員の御質疑にお答えします。そういうことだと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 教えてほしいのですが、資料のほうです。資料の議案第59号の裏面のところ、僕が分からないのですが、テールアルメ、なぜこの工法を採用したのかという理由をお伺いしたいと思います。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 テールアルメ擁壁の一般的な擁壁ではあるのですが、擁壁にもいろいろ幾つもある、経済的にももちろんなのですが、ここのテールアルメの高さが5メートルあるのです。5メー

トルクラスになると、この補強壁、一般的な補強でテールアルメ壁が経済比較で一番安く、もちろん構造的にも合致した工法になっているということです。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。頂いた資料からお伺ひします。すみません。この下に地図を提供していただいたのですけれども、この中のどこの話をしているのかよく分からなくて、ぜひここだよというのを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この色ですけれども、右上に安仁屋1号という、何号線というのが、色が塗られている箇所なのですけれども。なので、ちょっと見えにくいのですけれども、安仁屋1号、普天間1号、普天間8号、普天間4号、水色が普天間8号で、黄色が普天間4号で、緑が普天間3号、ちょっと左に行ってもらって、紫色、新城35号の6路線になっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この1工区とタイトルに表示されているものの対象は、今おっしゃった色づけされている全てが対象になる。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 6路線、この路線全て、水色の普天間8号というところがあるのですけれども、ここを約半分、縦に半分あるのですけれども、上半分は残土が置かれている、現場に山が置かれていて、今年度この工事に伴う工事で残土を持っていく箇所になっていますので、ちょっと半分に切って補助金を請求して発注をしていると。次年度発注予定です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。それを踏まえて、裏ページ、先ほど嶺井委員からのお話で、テールアルメ壁というのは、ほとんどの今おっしゃった道路が、そういった擁壁みたいなものが必要で、この施工というのですか、この補強というのをされるということまで…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 お答えします。先ほどの道路擁壁になるのですけれども、これを盛土して上に道路が造られるのですけれども、その対象、この擁壁工がある場所は左側の新城35号、この境界がすごく高低差があったり、今は斜面になっていますけれども、この擁壁の上に道路ができる形になっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと重複するかもしれませんが、先ほど嶺井委員がテールアルメ壁をなぜ選んだかというのを伺ったと思うのですけれども、ほかにもいろいろな技法みたいのがある中で選ばれたというか、それともここにはこれしかないのだという感じの何かぴったりしたやり方だったのか、その辺りお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間住宅地区に限ってではないのですけれども、当初からコリドー地区の地区間擁壁は全てテールアルメ、結構上がれば上がるほどほかの擁壁に比べてどんどん単価が安くなっていくということがあって、間知ブロックなり、L型擁壁なり、いろいろ工法はあるのですけれども、やっぱり擁壁の高

さが大きくなるにつれてテールアルメが断然有利になってきて、採用という形になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと別の観点で、入札に関して少しお伺いしますが、おかしい表現かもしれないですけども、多くの企業が参加していただいたのだなということでもいいことだと思っているんですけども、これちょうど1ページに収まるようになっているのは、あえてそうしたわけではなくて、本当はもっとあったけれども、表示しないとかではなくて、ちょうどたまたまこの行数になったという理解でよいですね。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 11共同企業体なのですが、格付的には12JVまでいけるのですが、1ページに収まるような形に列を縮小して資料として載せています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 先ほど12までとおっしゃった。例えば市内企業でAランクが12というので、マックス12という話なのか、別の何か条例だったり、何か制約があって12までだよというのか、その辺りの説明を願えますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今市内の格付でいいますと、土木一式工事についてはAの格付が12者、Bも12者で同数になっています。こちらについてはAとBで2者での共同企業体を結成しやすいように同数ということでの格付をしています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 なので、何か条例的にか、入札の制度的に12者までというものがあるわけではなくて、あくまでも市内のランクづけの業者が12者いらっしゃるの、12者までとなっているという理解で合っていますか。例えば市内には20業者、Aランクがいるけれども、何か制約上、12までしかできないよというわけではなくて、今12者いらっしゃるから12だよ。Aランクだけで業者はみんな対応可能、指名できるよということなのですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時15分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時18分)

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 大変失礼しました。まず、格付に関しては要綱が定められておりまして、市内業者においては土木一式工事と建築一式工事、これについてはAとBの等級の数をおおむね12ということになっております。おおむね12者にして、それぞれ半数ずつをそれぞれの格付にするということで、12者、12者なのですが、建築と土木においてはD区分まであります。24者あって、Aが12、Bが12で、残りの半数をCとDに分ける格付をしています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 もっと聞きたくなる。脱線しそうになるので、控えますけれども、ほとんどが入札に応じ

ていただいたという結果でこれだけ多くの…。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回については、土木一式工事の業者なのですけれども、Aの格付が12者、Bの格付が12者ございました。A、Bで要項を示しております。その中からAが代表を決めます。Bが互選ということで、共同事業体を結成して入札に参加してくださいということで案内を掛けたところ、11の共同企業体が結成されて、その方たちを共同企業体として指名して、入札は11者で行っているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。見ていくと、本当に1,000円ぐらいの差で入札とか出てきている。ある意味いい競争ができたのかなというふうに見ているので、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 J Vの組み方について教えてください。組み方、こことここがなぜこの2者がJ Vを組んでいるのかとか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 要件の中で先ほど契約検査課長が言ったとおりなのですが、指名をA事業者B事業者、代表をAで入札参加してくださいというところです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということは、そのJ Vを組んでいる2者というのは、お互いの合意の下でJ Vを組んでいると。今回一緒にやらないかというような形で、AとBが一緒になってやっているということになるのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうことになります。我々はA12者とB12者でスクラムを組んでやってくださいというところまでなので、委員言うように、あとは皆さんの中で。そういうことになります。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 なぜこの質疑をしたかという、さっき言ったのが気になって、予定価格の状態を出しているところというのは初めから取る意思がないけれども、例えばJ Vをやっているのに、2者のうちの1者は取る気満々だけれども、もう一者が取らないとかとなった場合の、なので、この組み方というのがちょっと気になったなというのが。要するにJ Vを組んでいる2者とも、今回、技術者がいないとかというような状態で合意して、今回は取る意思のないような入札をしようねというようなことになっていけば納得いくのかなど。なので、この組み方というのはどういうふうに組んでいるのですかというのを伺いさせていただいた次第です。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の関連した質疑ですけれども、共同企業体というのは2者が基本なのだけれども、3者になった場合もそういうのはあります。例えばこの2者で共同企業体を組みたいけれども、3者も可能なのかどうか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 共同企業体につきましては取扱い要綱が定められておりまして、2者JVもありますし、3者までできます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この入札を見たら、ほとんど2者で取っているもので、例えばCクラスとか入りたいのだけれども、結局実績とかそういうのがあるのかなと思って質疑しているのですが、そういうのも可能ということ考えていい。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 工事の金額とか規模等に応じて2者JVだったり、3者JVだったりということで発注、指名依頼が来るという形になっているかと思います。実際は、出資比率、2者JVでしたら最初の出資比率が30%以上じゃないといけないとか、3者JVであれば20%以上出資比率、業務を請け負わないといけない的な規定がありますので、その辺を含めて自主結成していただく感じです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 これは特AとかAとかBとか、結局入札することで点数がもらえて、ランクになるというふうに考えていいですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ランクづけというのは、経営事項審査というのがあるのですけれども、それが民間だったり公共だったり、資本的なものとか、そういったものを換算した点数が各業者さん評価されておりまして、その点数に応じて格付というのはされておりまして。私たちが点数をつけているわけではなくて。県のほうでやっているもので、その経営事項審査の点数によって格付、ランクづけをしていることになります。

○知名康司 委員長 ほかに。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 最初の表題というか、令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事、括弧して1工区とあります。これも1工区なのですけれども、これ以外に例えば次の段階で2工区とか3工区とか出てきます。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回区画道路の築造工事については、1発目の工事発注だったので、1工区。今後、また別の路線に区画道路の工事を発注する際は2工区ということ、令和5年度の2工区という形で考えております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 順次、今回1工区だけれども、そういうのもやりながら、次、2工区、契約を結んでいる。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 完全に1工区は今回承認された後に沢建設さんと本契約を結んで、それとはまた別に2工区を発注する。それを引き続き2工区をやるというのではなくて、改めて2工区を発注しますということになります。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 では、ほかになければ進行してまいりたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第59号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時27分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

【議題】

議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず、担当課より議案第57号についての趣旨説明をお願いいたします。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 細かい説明、ありがとうございます。確認したいのが、議案書の8ページの議案の中で見ると主に料金とか、料金に関する手数料の表記が目につくのですけれども、新旧対照表を手元に持っていないので申し訳ないのですけれども、今までは薄かった壁屋根、天井が断熱材で厚くなるから、その分芯が外に寄るので、建蔽率、容積率まで高さが微増ではあるにしても、増えるということになると思うのですけれども、それを認めるための手数料になるということなのですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 建築基準法の中では、例えば建蔽率、その地区については60%というのがあるのです。これがたまたまこの建物については59.8%とか、ぎりぎりのラインで造られていた。それで、外壁に断熱をつけたときとか、そういった部分で面積が増えた。それで規制値を超えてくると、この省エネの改修等については諦めようというような人たちが出てくる。そういった人たちが出ないように、規制値をもし超えるのであれば、その許可を活用して認めてあげてくださいということです。だから、普通ぎりぎりの建蔽率とかで建ってくる建物というのはほぼないので、余力はあると思うのです。この法、条例を使って許可または認定等を取るというのはあまりないというところではあると考えております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。それでは、資料のほうでヒートポンプ、エコキュートだったりとかを設置するために増築、置くスペースがないので、増築することに対しての緩和措置という話がありましたけれども、これ許可から認定に、ちょっとハードルが下がったという認識を持ったのですけれども、もう少し詳しく説明をしていただければと。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今回の容積率の緩和の部分については、これまでの容積率の緩和、この法の中で緩和するという条項は残っているのです。それで、許可という部分に関しても、今この条例の中、または法の中に残っています。今回のものについては、あくまでも既存建築物で省エネに特化した機械とか、そういったものに関して、それをやることによって容積率が超えるというものがあればということです。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これは、今回規制緩和なので、特に困るようなこともないのではないかなと思うのですが、何かこれをするによって考えられるデメリットはあつたりするのですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 申請される側のデメリットというのはない。今まで規制していたものについては緩和されるという部分があるので、あくまでも既存建築物で省エネを何かしたいということで、でも建築基準法にはこういう規制があつて、これをやることによって規制に引っかかるのだよねというような部分に関しての緩和なので、もしこの規制緩和によって省エネの考え方、または整備が進むというのであれば、環境に対してもいいことかなとは思っております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうしたら、省エネのものであれば規制が緩和されるということなのですが、これが省エネの製品だという確認はどういった形で進めるのですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 省エネのものという部分については、こういった住宅リフォームのガイドとか、そういったもので国から結構示されている部分、効率のいいものだったらいいですよという部分が示されたりしているので、一応こういうものを置きますということで機能の確認もこの許可の認定等の中でしていくというふうに考えております。なので、国のほうからこういった補助制度とか、こういったもので、例えばシャープではこういうものですよとかいうのがあれば、その機器番号等も確認しながら許可、または認定をするというふうに考えております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。確認する側が大変になるのではないかなという感じがするのですが、

○建設部参事 デメリットとは言えないのかなと思って、言いませんでした。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 1点、この件を聞いたときに思ったのが、仮にですけれども、建蔽率60%でばんぱんで造ってしまった方で、省エネ改修をもうしてしまった、外断熱で壁が厚くなってしまったという方に対して、もう既に終わっている状況で60.2%とかになってしまったとかという方がいらっしゃったとき、もし仮に遡ってそういうふうに認定とかという緩和というのはできたりするのですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 あくまでも許可とか認定については、この審査をして、初めてこれはいいですよ、これは駄目ですよというふうになっていくかなと思います。それで、今手続を取らずにこういうふうにやりました。でも、許可を取ればクリアするのだけれどもなという部分に関しては、普通に考えると違反建築物というふ

うになると。この違反の中で、では即壊しなさいというのか、それともその状況をできれば少し敷地を増やすことができないかとか、いろいろなクリアのやり方というのはあるはずなので、そこを指導して行って、できないということと、建築の中では12条報告という部分があるので、どれだけ超えているのかというのを確認しながら、今後こういうふうには是正して行ってくださいね、今すぐ壊しなさいではないですけどもといったやり方もあるのかなとは思いますが。どれがこういうものに関しては応えているのか、周りの環境とか、そういったものもありますのでケース・バイ・ケースで判断していくのかなとは思いますが。

○知名康司 委員長 ほかにも。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の話を伺って思うのですが、建築するときには建築許可を得た上で建築していくという流れだと思っているので、今回の規制緩和をされたら、これから造ったり、リフォームするような方々の建築申請だったりの内容が少し緩和されていくというふうには理解したので、もう既に建築許可をしっかりと得て造られたものに関しては、何も触らなければ影響はないものという理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今回許可という部分については、今建築許可という部分と、通常、建物を造るときには建築確認というのがあるのです。これは、建築確認というものについては建築基準法の基準の範囲内で造るものについては、建築基準法の中で建築主事はその範囲内に収まっていますよというものを確認するというだけで、何も許可をする必要がない。でも、許可とか認定の部分については、その範囲内を超えてくる。もう主事の判断ではこれはできないという部分で、そこは特定行政庁である市長が、この部分は若干超えているのだけれども、許可を与えて、これを主事が、この許可が与えられているのだったらいいでしょうということを確認するとか、そういったふうには流れていきますので。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これまでは許可だった部分が、一部認定というふうには手続が緩和されていくということが、例えば①とかの御説明だったと思っているのですけれども、ちょっと整理したいと思っているのですけれども、言葉だけで聞くと手続が簡略化されるとか、規制緩和されるというふうには思っているのですけれども、条例の内容を見ていくと新しい項目が追加されて、手数料等が追加されているのです。それは、規制緩和に適用させる、認定を受けるためにはこの金額を支払う必要が出てくるというふうには、この金額を支払えば認定されますよというふうなことになるのかなというふうには思ったのですけれども。うまく説明ができなくて。

○知名康司 委員長 建築指導課指導係長。

○建築指導課指導係長 今の御質疑にお答えします。これまで規制緩和がなされる前は、52条のほうで許可の手続で、そこでも手数料は取っていたのです。今まで許可で対応していたものが、全国的にもそういった事例が多数出てきて、これは当たり前には許可できる範疇であるということで国のほうが判断して、それは認定に戻しましょうねということで新たにこの制度ができているというところなんです。なので、これまでの許可で取っていただいていた手数料よりは低い手数料で認定をするという形になっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。すごくすっきりしました。御答弁ありがとうございます。

ちょっと別の観点でお伺いしたいのですけれども、今回の法改正の目的が、先ほどおっしゃったように、カーボンニュートラル、プラ・マイ・ゼロにしていくという話があると思うのですけれども、建築としてもどれぐらいこういう許可があったらいいのかな。そうしたら、カーボンニュートラルですか、プラ・マイ・ゼロに近づけそうだとかというのは、何かの目安とか目標みたいなものを持っていらっしゃるのか。もしくは、あくまでも建築基準法であって、そういったところの制度上の整備だけをしっかりとやっていこうということか。もしかしたら、この辺環境対策課とか持っているかもしれませんけど。その辺りありますか。

○知名康司 委員長 建築指導課指導係長。

○建築指導課指導係長 今の件は、あくまでそういった許可であつたり認定という申請は、申請者からの申出があつて受けるものなので、こちらからこの許可を受けてくださいとか、認定してくださいというものではないです。また、今回の法改正については、既存の建物、一般的には木造の住宅、そちらを断熱性能を上げて省エネ化を目指すという国の方針があるので、どちらかという内地の住宅とか建物を想定しているような法改正になっていまして、県内、また宜野湾市はRC造とか、そういったのが多いので、なかなかそういった事案は出てこないのかなというふうには考えています。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今既存の建物についてこういう緩和がありますよという話をしているのですけれども、やはり新築の部分については省エネの基準というのを、これは前までは300平米とか2,000平米とか、そういった規制でやっていたのを、もう全てやりなさいというふうに国は、あと2年ぐらいしたら全部やっていきなさいというところの目標値を掲げています。それと、2030年に関しては、住宅のZEH基準を満たしなさいとか、太陽光の発電設備を6割目安としてつけなさいとか、そういった目標値を持っていくというところはある。なので、今回既存の建物を省エネにしたいという人たちがもしいたときには、こういう緩和をしてあげなさいよというところで、だから目標値という部分ではなくて、こういうものについては支障となるものは全部緩和ができるような仕組みづくりをしていってということではないかな。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今日も分かりやすい説明をありがとうございました。

最後に1点だけなのですけれども、これはもしかしたら国のほうになってくるかもしれないのですけれども、今おっしゃっていたような制度の変更、規制緩和については、建築業者さんたちにはすごく大事な条項だと思っているのですけれども、周知というのは市のほうでも業者さんたちに対して何か発信とかされていますか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 工事の部分ではなくて、設計の。まず設計をして、工事に移るといふ部分があるので、窓口にはこういうふうに変っていきますよという国から、または県からのパンフレットをお出ししたり、質疑についてはそれについてはお答えしているところやっていますところになります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 今の御説明で大体分かったのですけれども、この外断熱でRCが沖縄は多いので、そんなに用途がないというか、木造中心の改定になるのかなというふうに認識したのですけれども、沖縄だったらペイントで大体断熱とかをやるのですけれども、それはそんなにあまり関係ない感じになるのですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 表面にペンキとか防水とかする。厚みが本当に何ミリという話なので、それで建築面積が変わるかといったらそうではない。多分沖縄の部分についてはほとんどRCの建物になっています。RCの建物であれば、上に例えば太陽光を乗つけるということは木造よりはやりやすい。でも、嘉数とか愛知とか、そういったところで10メートルの高さ制限があるところに上にぎりぎりのところに造ってしまった。その上に太陽光を乗せたい。でも、高さがある。そういったところでこの緩和が受けられるというところはあるかなど。沖縄では、そういうふうなところかなとは考えています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 高さのみというか、そこら辺だけ気をつければいいような。気をつけるというか、上げるときに申請というのをされたほうがいいのか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 あくまでも既存建物に太陽光をつけたい。でも、高さが超える。そういった部分については、申請者がこれを置けども、認定を取れますか、許可取れますかということであれば、手続を取って許可を与えるということは…、先ほど新旧対照表の中で認定の部分については2万7,000円とあるのですけれども、この52条の許可の部分について、これ以外のものについては16万円という、そのままの値段でいっています。ほかの部分についても、許可の部分についてはほぼ値段がスライドしているという部分があるので、緩和されている部分については52条の容積率の部分かなとは思っています。

○知名康司 委員長 建築指導課指導係長。

○建築指導課指導係長 説明の補足をします。今回規制緩和があったのは52条関連だけで、あとは省エネ法にどうしても適合させる、やむを得ない場合の基準というのが許可で新たに設けられている。これは緩和ではなく、緩和なのですけれども、従前からあったものではなく、新たに省エネ対策のために設けられた基準だということです。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、進行してまいります。

審査中の議案第57号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定をいたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時01分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時17分)

【議題】

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

○知名康司 委員長 次に、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情を議題といたし

ます。

本件に対する質疑を許します。

担当課からの陳情第19号についての見解があれば、その説明を求めます。1つずつ上のほうから。この陳情に対する見解が市当局からあれば伺いたいと思います。市民経済部次長。

○市民経済部次長 よろしくお願ひいたします。まず、陳情、一番上の1つ、審議会委員や管理職の女性登用について積極的な取組の継続ということに関しまして、当局の見解を述べます。

まず、女性の割合につきましては、今令和4年4月1日現在の数値でございますけれども、登用の割合が32.3%となっております、宜野湾市の場合は、これは、内閣府が実施しております調査がありまして、地方公共団体における男女共同参画社会の形成、または女性に関する施策の推進状況という調査がございます、その中で調査してございます。令和4年度4月1日現在に関しましては、現在審議会数が宜野湾市では44ございまして、そのうち女性審議会委員が加わっている数は36の審議会数がございまして、委員の数は473名、そしてその中で女性は153名ということで、割合としては32.3%となっております。宜野湾市のほうで策定しておりますはごろもふらんの目標値につきましては、令和6年度までに40%の目標を持ってございますので、7ポイント弱下回っている傾向にございます。そういった状況になってございます。

○知名康司 委員長 次の女性の人材育成につながる研修を。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 もう少しあります。1番。人事課長。

○人事課長 今審議会委員のお話がありましたけれども、人事課のほうからは管理職の女性登用の状況について御説明いたしますけれども、令和4年4月1日現在の管理職の女性の比率を申し上げますと、昨年度は25%ありまして、今年度の令和5年4月1日現在では26.1%という形で、宜野湾市は他市に比べても高い比率なのかなというふうには今考えております。以上です。

○知名康司 委員長 それでは、次の項の女性の人材育成につながる研修を続け、活動強化のための補助金増などに対する見解を伺いたいと思います。市民経済部次長。

○市民経済部次長 現状、状況をお答えいたします。市女性団体連絡協議会に対する令和5年度の補助金に関しましては、18万2,400円を補助しているところでございます。それ以外にも研修派遣事業として男女共同参画社会への形成に向けて女性リーダーの育成、そして資質向上を図るためを目的といたしまして、国内外への研修派遣費のための補助金も交付してございます。それ以外にも県外研修等、そういった女性の課題に向けたセミナー等の派遣費など、トータルしますと33万7,000円ほど補助金として計上しているところでございます。

○知名康司 委員長 それでは、市議会女性議員を増やすこと並びに副市長を男女1人ずつの体制推進ということで、これも答えられる見解をお願いいたします。人事課長。

○人事課長 それでは、人事のほうからは、今出されている陳情の中では副市長を男女1名ずつの体制推進というところが挙げられているかと思いますが、今定数条例では自治法で規定があつて、市町村の条例で定めるというふうになつておまして、宜野湾市の副市長定数というのが今条例で1名とされています。これを陳情にあるように、副市長男女1名ずつということとなると、一人増加するか、あとはもう一人を女性にするか、この人数と女性というところについては市長の政策的な判断もあろうかなというふうには考え

ております。以上です。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 市議会女性議員を増やすことについてでございますけれども、宜野湾市のほうではごろもぷらんにおきまして基本方針の一つに、男女が共に能力を発揮する意識と環境づくりということ掲げておりまして、取り組んでいるところでございます。

その中の指標の一つといたしまして、市議会議員に占める女性の割合を令和6年度までに30%という目標値は掲げておりまして、その関連する取組といたしましては女性の翼など、こういった女性リーダーの育成に向けて研修会への、先程の補助金等もございました研修補助金を使って育成を図るということで、活動の促進に向けて取り組んでいるところでございます。

○知名康司 委員長 それでは、次のデジタル社会の通信環境、Wi-Fiやデジタルに関する市民講座の拡充ということでありまして、これも見解を伺いたいと思います。市民協働課長。

○市民協働課長 では、4番目のデジタル社会の通信環境やデジタルに関する市民講座の拡充ということで御説明してまいりたいと思います。

今Wi-Fiの環境状況といたしましては、令和4年度よりめぶき、ふくふくに地域BWA用の専用ルーターを2台常備しております。そちらを常備しておりまして、市民の方の講座で利用する場合ですとか、そういった場合に利用者への借用も含めて運用してございます。デジタルに関する市民講座についてなのですが、市民講座についてはふくふく講座にて、去る7月にメディアリテラシー啓発講座というのを開催いたしております。インターネットの危険な状況ですとか、そういった悪いものに巻き込まれないようにという講座を開催してございます。今後も市民ニーズ等を踏まえながら、開催数や講座内容を検討していきたいと考えております。

○知名康司 委員長 また、次の項目です。土、日、祝日に使用できる研修室や会議室、コワーキングスペース等の拡充ということでありまして、これは、市民協働課長。

○市民協働課長 では、5番目に土、日、祝日に使用できる研修室や会議室、コワーキングスペース等の拡充という部分で御説明いたします。

土、日、祝日に使用できる研修室でございますが、今現在市民協働課が直営で管轄しておりますめぶき・ふくふくについてですが、こちらは設置及び管理に関する条例施行規則の中で日曜日を休館日として定めてございます。そのため、日曜日は今現在閉館とさせていただいているのですが、土曜日は開いておりますので、そちらのほうを開放して、市民の方に利用しているという状況です。

また、市内幾つか公共施設等あるかと思うのですが、そちらのほうを少し調べましたところ、マリンスポーツセンターのほうは、こちらが年末年始は休館となっておりますが、こちらの方も研修室がございまして、利用できるということでした。また、市立体育館と市立グラウンドのほうです。そちらの方も体育館に1つ、市立グラウンドに1つ、多目的運動場に1つ、会議室を設けてございます。そちらのほうは年末年始と火曜日が休館ということをお伺いしているのですが、日曜日と土曜日は開いているということの回答がございました。ベイサイド情報センターにおいては、こちらが年末年始と第2日曜日が休館ということで確認が取れております。今中央公民館につきましては、工事のほうで閉館してしまっているのですが、中央公民館が今利用できないということの声もありました。あと、市立博物館のほうも火曜と祝日、年末年始以外は開

いているということで、研修室が1つありますということは回答いただいております。市民図書館につきましては、今2階のほうが一般の方に向けての研修室の貸出しは行っていないということの回答は得ていますので、今年度いっぱいですが、利用は不可ということの情報が 있습니다。以上になります。

○知名康司 委員長 では、最後のほうの高齢者や交通弱者の移動手段の検討とそれに伴う課題解消ということでもありますけれども、これは、都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 高齢者、交通弱者の移動手段の検討とそれに伴う課題解消について見解を申し上げます。

まず、公共交通の取組でございますが、昨年度より宜野湾市地域公共交通協議会という協議体を設置いたしまして、今年度の地域公共交通作成に向けて取り組んでおります。特に昨年度は基礎調査といたしまして、市民アンケートや高校生アンケート、交通事業者、自治会、民生委員等のヒアリング調査を実施しておりますが、自治会ですとか民生委員を対象としたヒアリング調査におきましては、公共交通の現状といたしまして、公共交通を利用したくてもバス停まで遠いですとか、帰りのルートに不便を感じているという声を多数いただきました。また、市民アンケートにおきましても、高齢者に対する公共交通の数の充実という御意見が多く上がっておりまして、今回の陳情にありますとおり、高齢者や交通弱者の移動手段の検討というのは検討課題の一つであると認識しております。

○知名康司 委員長 それでは、6項目ございましたが、本件に対する委員からの質疑を許します。どなたか。下地崇委員。

○下地崇 委員 最後の高齢者、交通弱者の移動手段の検討と課題解消の件なのですが、いろいろ意見は掌握されていて、現段階で高齢者、交通弱者の移動手段としてはどういったサービスを提供されているのか、お伺いしたいのですけれども。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 お答えいたします。まず、現状におきましては、地域公共交通につきましては宜野湾市内、路線バスが通っておりますが、高齢者、交通弱者に対する移動サービスというのはなかなかサービスとしては充実していない状況だと認識しております。そういったところで、様々な意見が上がってきていると認識しておりまして、今年度地域公共交通計画という計画を策定する予定でして、今その策定に向けて取り組んでいます。その中で協議会においてどういったサービスが可能なのかというところを今後議論してまいりたいと考えております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 あと、5番目の使用できる研修室ということで、今も既存の設備を使えるということの見解だったと思うのですけれども、コワーキングスペース等の拡充というところまで触れているのですけれども、これについては見解があれば伺いたいと思います。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 では、委員の御質疑にお答えいたします。今コワーキングスペースということで、市内にコワーキングスペースが幾つかございまして、公共で運営しているのが1つ、宇地泊のほうにございます。民間のほうで運営しているコワーキングスペースがありまして、10か所あると伺っております。利用料とか、もちろんWi-Fiのネット環境もつながっております、それぞれ1時間の利用料を定めています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。今女団協さんのほうからの提案というか、めぶきの中でもコワーキングスペース、そういう利活用もこの意味に含まれるのかなと思ったのですが、そういう利用の仕方というのは今現時点ではやっていない状況ですか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今めぶき、ふくふくに関しましては、今運用しているのが研修室と学習室とかがありますが、そちらのほうだけ運用しております。前に少し入り口、めぶきを入れて、スペースのようなものがあるのですけれども、そちらがもし開いているのであれば、利用は可能となります。会議室というか、少しテーブルがありまして、そこで6名から8名ほど座れる場所があるのですけれども、そちらがもし開いている場合は使用して大丈夫ということ。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 1番のほうの管理職なのですけれども、どこからが管理職になるのか。

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 管理職として考えているのは課長級以上です。課長、次長、部長ですか、管理職手当の支給を受けている職員になります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 あと、2番目の補助金が約33万円出ているとあるのですけれども、これどれぐらい出れば活動強化になるみたいのとかがあります。これぐらいは欲しいみたいな。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 どれぐらいあればということちょっと答えにくいのですけれども、他市の状況をちょっと比較させていただきますと、宜野湾市については先ほど申し上げた3つの事業、女団協事業に対する補助金、そして県内、県外研修、国外の研修など3つの補助金がございます、トータルすると33万7,000円ほどの補助金を計上しているところです。近隣の浦添市さん、私たちより少し多くやっているところを今抜粋していますけれども、浦添市さんについては女団協に対する補助金が39万円ということで、宜野湾市よりは少し多い金額になっております。また、県内、国外研修、そういったものにも10万円ということで、トータル49万円の補助を行っているところです。

次に、名護市さんについてはこういった運営補助、女団協に対する運営補助を40万円ということで、こちらが結構補助金の手厚く、宜野湾市を含めて補助している団体で、あとは残り他市については補助金がないところもございますし、県内の研修などについて少し補助をしているところもございます。ですので、この事業の内容に合わせて、そういった補助金とか、そういったものは計上しているというふうに見受けられます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 女団協の加盟団体を教えてください。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 委員の質疑にお答えいたします。女団協に加盟している団体、6団体ございます。1つ目が女性連合会、2つ目が市商工会女性部、3つ目が市の赤十字奉仕団、4つ目が翼の会ぎのわん、5番目が

コナミ塾、6番目が宜野湾市の職労女性部ということになりまして、ホームページ上で今現在会員が610名いらっしゃるということです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この陳情2番目のものの意味が、対象が女団協ではないのかなと思ったのです。女団協に対する補助金の額をずっと言っていたので。なので、加盟団体が活動している内容に向けての補助金というのは幾ら出しているのか、今の6団体。

さっきから答弁されているのは、女団協に対して出している金額をお話ししているではないですか。この6団体が1つになって女団協になっているので、この6団体に出している補助金というのはどのように。多分それが活動強化だと思うのです。女団協だけで見えしまうと、女団協の活動強化というよりも、それぞれの6団体の活動強化をしていくことで、女性が活躍できる社会というところにつながるのかなと僕自身は思っていて、なので2番目の対象が女団協ではないのかなと思ったのです。なので、加盟団体に出している、宜野湾市から出している補助金というのは今現在幾らなのか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今の御質疑にお答えします。私たち宜野湾市が出している補助金については、宜野湾市女性団体連絡協議会という6つの団体がまとまった団体に補助金を上げております。なので、個別の6団体に対してそれぞれ補助金を交付しているという公募の方法ではなくて、一まとめにして申請を出していただいて、交付するという流れになっておりますので、それぞれの団体に割り振られているかということは、市のほうでは分かりかねます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 市女性連合会には補助金を出していませんか、宜野湾市から。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 お答えいたします。女性連合会も、女性団体連絡協議会の1つの団体ということで、6団体に交付しているというイメージになります。それぞれ個別には交付してはございません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、市商工会に補助金を出しているはずなのですが、商工会から女性部のほうには、女性部としての活動資金というのはいってないですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 市のほうから商工会にそういった運営の補助金というのはお出ししていますけれども、その中で商工会の中で事業に対してどこに充てるかというのは決定されると思いますので、もしかすると青年部とか女性部の活動にも充てているかもしれませんし、反対に事業者支援というところで充てているのかなと思って、中身については少し詳細は分からないので、今お答えできないのですが、市の補助金を使って活動、運営をしているということはございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、詳細は調べれば分かるということですよ。今即答で幾ら出しているということの答弁ではなくていいのですが、一応公金を出しているのです、その詳細が分からないでは駄目だと思うのです。なので、今お答えはできないけれども、女性部に対して幾ら、商工会に出たお金が女性部に対して今

幾ら行っているか分からないけれども、商工会に出しているお金の使い道というのはある程度把握はされていないと、やっぱりそこから市からの補助金が入っていますので、商工会のほうに。なので、詳細のほう。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 不足していたと思います。もちろん補助金を要求する、私たちも補助金を決定する場合に、しっかり事業の中身を見て、資料に沿って査定等も入る可能性もございまして、補助金を交付しておりますが、その中で女性部とか、ほかの団体の活動資金になっているかというのはちょっと分からなかったもので、それについては今お答えできないですということです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その6団体に限らずなのですけれども、例えば自治会の中で自治公民館講座とかで女性に向けたような講座だったりとか、あとは地域づくり事業の中で女性の人たちがこういった事業、女性の活躍のための事業をやりますというものも恐らくあるはずなのです。この女団協だけに限らず。今女団協さんが求めているのは、女性の社会的活躍というか、ジェンダーギャップをなくしていこうというところだと思うので、女団協に絞ってしまうと、女団協が本来いつている目的の部分、趣旨の部分というのは僕は違うのかなと思うのです。女団協に目がいくと。でも、本来目指している部分の社会というのは、女性の活躍だったり、ジェンダーギャップをなくしていこうというところだと思うので、それ以外の部分、例えばなのですけれども、今言っているのは。自治会の中で女性が活躍できるような講座を持っていると、そういった中でやっているもの。地域づくり事業での女性活躍の事業を応募して、50万円の補助を受けてやっているものとかというのが、今分かる範囲でいいので、こういったものがありますというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 又吉委員の質疑にお答えいたします。今現在自治会に対しての講座というのは、生涯学習課の持っている研修ということになってくると思うので、こちらのほうではそれに対してどういった講座があるというのは今お答えできない状況になっています。今やっているのがふくふく講座ということで、年に8回から10回、ふくふく講座をやっているもので、その講座の内容でしたら女性活躍のための講座の内容になっているので、そういった内容だったらお答えできるのですが。

(「教えていただいていいですか」という者あり)

○市民協働課長 昨年度、女性が働きながら、仕事をしながら家族と会話をする、そういった講座もありまして、その自分らしい家族介護を考え、備える講座を開催しております。あと、令和3年度なのですが、これもふくふく講座の中で働くママのキャリアデザイン講座、そして子育てしながら自分らしい働き方を考えるという講座を実施しております。今年度は、女性に特化したメンタルヘルス対策講座ですとか、女性の体、元気に生きる体を整えるという講座を開催しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 地域づくり事業に関しては何か。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 地域づくりの講座の内容でございまして、資料が手元にないので、ちょっとお答えが。

○知名康司 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、続き。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 6つ目のほうなのですけれども、移動手段というところなのですけれども、たびたびいろんな議員が提言をしたり、市内1周バスとかコミュニティーバスとかいうような提言をされてはいるのですけれども、今現段階で実施されないのはやっぱり運用していく中で採算が取れないと、赤字の運営になっていくからという要因が大きいものなのかどうか、お伺いしたいです。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。まず、現在我々取組といたしましては地域公共交通計画を策定するというところで今取組を行っていますので、その中で具体的に検討していくということは考えていますが、必ずしも赤字だからできないとか、そういったことではないと理解しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。まず、1番目の市議会議員や管理職の女性登用についてからお伺ひしますが、先ほどそれぞれの割合等を指摘いただいたのですけれども、審議会の委員を選ぶのは誰ですか。それぞれあると思うのですけれども。また、市のほうである程度中心になって選ぶとしたら、その選ぶ段階の時点で何%以上とか、女性を優先して選ぶとかといったところが、そういった土壌があるかどうかというのをお伺ひしたいのですけれども。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 審議員を選ぶのは担当課、会議体を持っている担当課のほうになります。この審議会の委員につきましては、ほとんどが継続して行う会議ですので、大体同じ役職というのでしょうか、充て職的なものになっておまして、中には人事異動等で今年は女性だったけれども、来年は男性だったとか、そういった人事の動きもあることから、この比率については少し変動しながら増減している状況ではございますので、例えば令和元年度でしたら割合としては35%あった。2年は33%、3年は31%とか、年度によっても変動もございまして、やる中でやはり私たち要綱を持っています、女性審議会委員の登用についてはしっかり庁内、女性を審議会委員として活躍させるというところの要望もございまして、周知もしながらお願ひを今しているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 どういった割合が一番いいのかというのは分からないのですけれども、単純に考えたら50%、50%なのかなという思いはあるのです。もちろんいろんな経緯とか、いろんな条件とかあると思うので、そういった意識というのは職員のほうは持っていて、選んでいくというのが当たり前みたいな感じになっていくと本当に増えていくのではないかなと思いました。

続いて、人事の件でお伺ひしたいのですけれども、これはもしかしたら女性に限る話ではないかもしれないのですけれども、課長以上で管理職になれるような人材の方で打診しても断るような人材はいらっしゃるのですか。どれくらいいらっしゃるのか。それが例えば女性が多いとか、そういうケースは見受けられます。

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 目の前に女性の職員もいるので、申し上げにくいところもあるのですけれども、昇任は女性の職員ですと少し抵抗があるかなという印象は持っています。若い職員ですと子育てもあるし、今からまた出産を控えているとか、そういったことがあるとどうしても職場に迷惑をかけるとか、そういった意識を持っていたりするところもあろうかな。まだやっぱり本当は男性職員とか、キャリアアップというところは女性職員も目指していかないといけないというところもあるかもしれないですけれども、どこかで子育ては女性というところ、男性は仕事というところがもしかしたら背景の中にはあるのかもしれない。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。本当にそれぞれの事情があるとは思いますが、多分今言ったような考えを持たなくていいような社会というのが本当の理想なのかなと思いますので、簡単にできることではないかもしれないですけれども、そういった意識も持っていただければと思います。

すみません。どんどんやっていっていいですか。質疑をさせていただきます。補助金に関してなのですが、又吉亮委員からいろいろ伺っていたと思うのですが、女団協に対して補助をされている中で、どういったように使われているかというのをしっかり、これは女団協に限らず、補助しているお金に関しては市のほうではしっかり確認していくと思うのですが、現状これまで積み重ねてきた補助に対して女団協としては増を求めているというのがこの内容だと思っているのです。当局としてはもっと今の現状、女団協でも利用内容を踏まえて、出せるのだったら出したいというふうにして、ただ財源がないので、出せないというふうになっているのか、今の状況でちょうどいいぐらいになっているのか、どちらですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 補助金につきましては、女団協に限らず全庁的に削減の傾向はございます。その事業の内容とか、そういったものでしたら、決算報告書等で審査させていただいておりますが、この数年間、コロナの影響もあって活動ができなかったこともあって、少し内部留保的な繰越金とか、そういったものも見受けられました。今後さらにまた活動が活発になっていって、その事業に関して私たちも予算額を投入するような内容になりましたら、しっかり協議をして、検討していく考えでございますので、もう少し今後の事業計画とか、そういったものを一緒になって検討、協議してまいりたいと思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今のお話は少しタイムラグがあるのかなと思ったのですが、減らしているのですか、女団協に対して。ではないですね。ただ、これまでどおりなのか。ただコロナ禍の影響でなかなか活動ができないことがあって、繰越しみたいになっているのか。そういったのも踏まえて女団協としては、でも増強してほしいという話で、今年の7月3日付で来ているのです。

それに対して、今次長が御説明いただいたような事業の拡充というのですか、そういう内容であれば市のほうももっと補助しないといけないなという内容にできると思うというコミュニケーションというのは取られていますか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今の質疑にお答えいたします。今女団協の活動、決算書等を拝見しまして、どういった活動内容をしているということは行政のほうでも確認しております。女団協の集まり自体が、月1回ほどある

と思うのですけれども、そちらのほうには私たちは参加していませんけれども、何か今からの協議があるとか、向こうから行政に要望があって意見を聞きたいということでありましたら、また私たちがコミュニケーションを取りながら一緒になって進めていきたいと思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこはぜひやっていただきたいのですが、すみません。ちょっと蒸し返すような感じになるのですが、最初の質疑なのですが、現状の事業に関しては今の金額が妥当というふうに考えているということ、それを増やす必要はないといったら言い方はちょっとあれなのですが、という認識で今はいらっしゃって、今後のより厚い事業が計画されれば増が考えられるということでもいいですか。今はこの額が精いっぱいですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 先ほど申し上げたとおり、全庁的にしっかり予算は計画していると思います。こちらも現状維持、特に減にしたわけではなくて、現状維持で数年間ありまして、ここ3～4年はコロナで少し事業が少なくなっているということもあります。それでも、現状維持ということでもしっかり進めていってもらってございますけれども、財政当局との調整も必要かと思えます。私たちがしっかりそういう事業の必要性とか、そういったものを判断しまして、協議しまして、必要であれば財政当局のほうに要求していきたいと思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思えます。

次の質疑をさせていただくのですが、デジタル社会の通信環境の拡充とデジタルに関する市民講座の拡充というふうに僕理解しているのですが、先ほどもめぶき、ふくふくでは地域BWAのルーターを整備していただいているというふうに伺ったのですが、女団協で利用されるのはその2か所だけですか、ほかにもありますか。そういったところにはこの整備というのはないですか。女団協の皆さんが陳情で上げている通信環境というのは、その2つだけなのか。ほかにも実はお話ししたらあるとか、そういうのはありますか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今の御質疑は、めぶき、ふくふくに限らず、そのほかの施設のWi-Fi環境の要望があるかどうか。それも含めてあると考えております。実態は、今の各市役所、公共施設となっているのですが、先ほど挙げましたマリン支援センターとバイサイド情報センターは指定管理をしているということで、Wi-Fiを登載して、一般の方たちもWi-Fiを利用していると聞いているのですが、博物館ですとか図書館のほうも地域BWA、これも幾つかあると思うのですが、こちら確認すると自主講座で行政側が講座として使うときには貸し出しして、使って利用していただくということで聞いています。なので、一般の方がWi-Fi環境を使いたいよということだと、セキュリティーの問題もありますので、そちらはちょっとお断りしている状況と伺っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっとこの陳情だけだと、陳情者の思いが把握できない部分があるのですが、もちろんセキュリティーの観点から誰にでも開放するものであってはいけないという

のは分かるのです。最初のほうの説明であったマリソ支援センターだったり、宇地泊ベイサイド情報センターとか、こちらは女団協の方は無料で利用できるのですか。Wi-Fiも含め、環境も含め会議室は。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 所属の担当課が別なので、詳しくは分かりかねるのですが、免除規定とか見ないと分からないのですが、恐らく有料になるかと思われます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 次のところでそこは聞こうと思ったのですが、通信環境に関してはどうしてもセキュリティの話があるので、単純に開放すればいいという話ではないというのは先ほども言ったとおりなのですが、やっぱりここはぜひコミュニケーションを取っていただいて、今あるめぶき、ふくふくでは活用させてもらっている。だけれども、女団協としてはほかにも使いたい場所があって、そこを拡充してほしいというふうに言っているのであれば、そこを検討していただきたいと思いますし、めぶき、ふくふくでいいのだけれども、そもそも例えば通信回線の品質が悪いとか、そういった話があったら何かできることはないかというので、違うアプローチになってくると思うので、やっぱりコミュニケーションを取っていただきたいと思います。まだ続けていいですか。

○知名康司 委員長 ほかにあるかもしれない。

○宮城政司 委員 最後に1個だけ。先ほどの県支出の件と同じ質疑になるのですが、たくさんおっしゃっていただいたのですが、やっぱり恐らく有料なのです。多分女団協の方に限らず、市民誰でも利用できる、開放されている場所をお答えいただいたわけです。別に女団協の方たちを優先してというふうになると、またちょっと話がおかしくなるかもしれないので、もしかしたらこの辺が補助とかに関わってくるのか、会議したいけれども、会議場所がなく、そういった場所も使えるよ。では、その利用料金に関して少し補助が使えるでしょう。そういうところが変わるといいなと思うのですが、その辺りというのは何か見解ありますか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今の質疑にお答えします。施設使用料も補助対象、私たちが上げている補助対象になっているかという御質疑でよろしいですか。恐らく会議費ですとか研修費、物件費と項目が分かれていますけれども、恐らく会議費の中に研修の施設使用料が含まれているかと思われるのですが、ちょっとはっきりとは申し上げられないので、女団協さんのほうに確認しながらになります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 3番目の今副市長、男女一人ずつの体制推進とあるが、まあ、宜野湾のほうは1人ということで先ほど聞いたのですが、11市町村で2人制のところはあるかどうか。ちょっと伺います。分らないければ、また…。

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。ちょっと調べていないのですが、たしか沖縄市は2人だったかと思います。現在は、お一人は女性の副市長だったのではないかなと思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 確実な答弁ではなかったので、調べてもらって、また報告してもらったら助かる。沖縄市

だけということでは理解してよろしいですか。大丈夫。

○知名康司 委員長 人事課長、後で確認してから。

○人事課長 分かりました。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。1点だけ気になるのですけれども、管理職の女性登用についてというところなのですが、管理職の目標はたしか30%でしたか。25%でしたか。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 はごろもぶらんの計画の中でお答えします。令和6年度までの目標値としては30%ということでは書かせていただいております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、管理職になる際の条件とかはあたりします。

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 特に条件、これをやらないといけないとか、こういったところは特にはないのですけれども、これまでの勤務状況だったりとか実績だったりとか、人事評価の内容とか、様々な部分から判断して、最終的には市長が判断して決定しています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 たしか憲法か労働基準法か忘れてしまったのですけれども、昇進のときに限って男女とか国籍、性別、年齢とかで判断するのはよくないとされているのですけれども、実力だけで見たときとかに30%という目標値に対して上がってくるものなのかというのが気になるのですけれども、どれくらいかかるのですか。

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 性別とかが。ちょっと確認。性別とかが。

○嶺井拓磨 委員 性別、年齢、国籍、あと幾つかあるのですが、すみません。覚えていないのですが、そういったもので昇進を決めたりとか、それで差別するのは駄目という形で決められているのですけれども、そうなった場合に女性の割合が30%まで管理職で持っていくという指針があるではないですか。どうやって持っていくのですか。

○知名康司 委員長 人事課長。

○人事課長 ごめんなさい。質疑の内容をちゃんと理解できていないかもしれないのですけれども、特に年齢だったりとか性別とか、そういったところで判断しているわけではないというふうに考えています。あくまでも本人のこれまでの勤務態度、実績だったりとか、人となりというか、これまでの状況を見ながら判断しているというか、そういうふうにやっています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 何と云えばいいか。そうしたら、管理職の女性割合とかというのはなくなるのではないですかという話なのです。何と云えばいいのか。ちょっと難しいので、整理してからまた。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 休憩いいですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後4時13分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後4時16分)

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 先ほど担当課のほうから答弁がございました、又吉委員のほうで質疑されました女性の人材育成につながる研修ということで、補助金の額について、あと補助金の傾向について少し御質疑があった中で、女団協に対する補助金についてはやっているけれども、女団協に加入しているおのおのの団体には市からは補助金は交付していないというふうに回答いたしましたけれども、それについては担当課、市民経済部が持っている補助金ですか、市民経済部からおのおのの団体に補助金を交付しているという意味での答弁をしております、実際は宜野湾市として各種、例えば女性連合会とか、そういったところへの補助金は別途市として交付は行っているものということで回答を修正したいと思います。金額については詳細は把握してございませんので、控えたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

○知名康司 委員長 ほかになければ進めたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定をいたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後4時17分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後4時17分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は9月15日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時17分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和5年9月15日(金) 3日目

午前10時00分 開議

午前11時54分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員(0名)

○説明員(4名)

建設部長 次	城間勝也
都市計画課 景観形成係長	當山綾

都市計画課 担当技幹	新崎雅也
市街地整備課 換地係長	上江洲智

○参考人(0名)

○議会議務局職員出席者

主 事	又吉竜希
-----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (2) 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (3) 認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第51号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第54号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (10) 議案第59号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事(1工区)請負契約について
- (11) 議案第62号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結について
- (12) 議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事(建築)請負契約について
- (13) 議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事(機械)請負契約について
- (14) 議案第63号 令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (15) 議案第64号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (16) 認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (18) 認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (19) 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情
- (20) 陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (21) 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (22) 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (23) 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

第452回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年9月15日（金）第3日目

○知名康司 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

○知名康司 委員長 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情ということで、以上2件を一括して議題といたしますが、以前、当局より見解も伺ってはいるのですけれども、その後の進展も含めて、資料もいただいていますので、それを説明、見解を伺ってから、それから始めたいと思います。

では、本件に対する質疑を許します。都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 皆様、おはようございます。都市計画課の新崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、西普天間住宅地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情ということで当局の見解を含めて御説明させていただきたいと思っております。お手元に資料をお配りしておりますが、この資料で説明したいと思っております。また、3月議会におきましても御説明した内容で重複するところがあるかと思っておりますが、そこは御容赦いただきますようお願いいたします。ちょっとこれまでの経緯を説明いたします。

まず、初めに1ページ、モデル街区の概要と書いております。西普天間住宅地区におきましては、平成27年に策定した宜野湾市景観計画において、西普天間へのすばらしい眺望及び豊かな緑、そういった多数の景観資源が存在し、返還後の新たな街づくりと併せて良好な都市景観を形成することが期待されるということで、景観形成重点地区の候補地として景観計画に位置づけられております。本市におきましては、そういった景観計画を踏まえて、平成28年度より景観形成重点地区の指定に向けた取組を始めており、令和元年度に都市計画の変更案と併せて、西普天間住宅地区における景観形成基準案について御説明させていただいたところです。資料にありますが、その中でも県道の街区、また地区北側の琉球大学医学部のエントランス前の街区につきましては、西普天間住宅地区の顔となる街区としてモデル街区と称してございまして、ウォーカブルな街づくりの実現、にぎわいと魅力ある景観づくりに取り組むということで、モデル街区独自の景観形成基準を設定しております。

1ページの下の方に景観形成基準の抜粋がありますが、景観形成基準のうち駐車場に関する基準、壁面後退に関する基準、この2つについて今回陳情をいただいているものと承知しております。とりわけ駐車場に関する基準につきましては、県道及び西普天間線に面する建物の前面に駐車場を設置しないという基準につきましましては、これまでの地権者の方より様々な声をいただいたものと理解しております。最初にモデル街

区の概要でございました。

続きまして、2ページ目をお開きいただけますでしょうか。2ページ目でございますが、タウンミーティングの開催実績というものを示しております。3月の委員会におきましても御説明させていただきましたが、モデル街区につきましては地権者との共同により良好な街づくりに取り組む必要があると認識しており、令和2年よりタウンミーティングと称して、モデル街区の地権者を対象とした勉強会、ワークショップなどを開催してまいりました。このタウンミーティングにおきましては、資料にお示ししているとおり、モデル街区の土地利用についてのワークショップあるいは事例の紹介、その他土地の共同利用などについても勉強会を行っており、こうしたワークショップでの取組、あるいはタウンミーティング以外に個別の説明会、個別の意見交換を通じて、駐車場に関するルールについても御理解をいただきたく、合意形成に努めてまいりましたが、やはり御不安、御懸念の声はあるというところはいただいております、事務局といたしましてもそこは地権者の方の負担にならないように対策を講じる必要があると、このタウンミーティングを通じて認識していたところでございます。

そこで、事務局といたしましては、後ほど説明しますが、駐車場のルールに関する特例措置というものを活用することで、建物前面への駐車場の設置も可能とする対策案を立案させております。この特例措置の活用につきまして、この資料には掲載しておりませんが、令和5年1月、第8回タウンミーティングの前ですが、令和5年1月に景観審議会の皆様にも御説明して、特例措置を使うことについて合意をいただいた上で、令和5年2月の第8回のタウンミーティングにおきまして地権者の皆様に説明させていただいております。そこが赤枠で囲っているところでございます。そういう方たちで景観審議会の同意もいただいた上で、これを進めてまいりました。

続きまして、3ページでございます。3ページについては、ではどういった特例措置かというのを改めて復習させていただきたいと思っております。特例措置の概要ですが、少し繰り返しの説明になりますが、建物前面に設置しないというルールにつきましては、宜野湾市景観計画に定める特例措置を柔軟に活用することで、地権者の皆様の過度な負担にならないように配慮してまいりたいと考えております。真ん中に特例措置の概要が書いてあります。こちら、現在の景観計画にも定められている措置です。効果的な工夫を行うことにより、全体として良好な景観形成できる場合や、周辺での良好な景観に影響がないと認められる場合は、特例措置として景観形成基準によらないとすることができます。この特例措置は、例えば敷地の規模や形状、その他事情により、部分的に景観形成基準への適合が困難になったり、その不適合による影響をほかの部分で効果的な工夫でカバーするような場合に適用することが考えられますということでございます。

ちなみに駐車場を前面に配置しないという基準につきましては、この目的といたしましては、まちへ訪れる来訪者の方が沿道空間に滞留してにぎわいを創出すること、歩行者の安全性の確保、そういったものを目的としております。こういった目的を踏まえつつも、建築計画において全体として良好な景観を形成できる場合、あるいは駐車場の配置以外で効果的な工夫を行うことができれば、駐車場を前面に配置することが可能になる特例措置を使うことで、そういったことで考えております。

この特例措置の活用の考え方につきましては、資料3ページ下にあるように、第8回目のタウンミーティング、こちら2日に分けて開催しております。このタウンミーティングにおきましては、特例措置を認める場合の条件について、そういったものについて御質疑いただきました。そのほか御意見いただきましたが、

特例措置を活用することで建物前面に駐車場の設置が可能になることについては地権者の皆様からおおむね御理解をいただけたものと認識しております。ただ、一方でいまだ御不安を抱えている地権者もいらっしゃると思っておりますので、事務局といたしましては引き続きタウンミーティングを通じて合意形成に努めていく必要があるということで認識しておりました。こちらが、特例措置の説明についてのところでございます。この辺りについては、3月の議会におきましても少し説明させていただいていると思います。

続きまして、4ページ目、お聞きいただけますでしょうか。4ページ目からはタウンミーティングの取組、今年度に入ってから取組を御説明させていただきます。今年度に入ってからタウンミーティングでございますが、4ページの資料を表の赤枠で囲ってございますが、今年度におきましては本日に至るまで3回のタウンミーティングを実施しております。とりわけ5月に開催した第10回タウンミーティングにおきましては、建物前面に駐車場を配置する場合、どのような景観形成、工夫が可能になるかといったことをテーマとして意見交換しております。また、それ以降のタウンミーティングにおきましても、建物前面に駐車場を配置することも想定した上で、街づくりについて地権者の皆様と御議論をさせていただいております。

詳細については、5ページ目以降で説明させていただきます。5ページ目を御覧いただけますでしょうか。5ページ目、こちらの図は5月に実施した第10回タウンミーティングで地権者の皆様にお示しして、意見交換した資料の一部でございます。こちらの資料にある図に示したとおり、タウンミーティングでは駐車場の配置パターンについて、複数案を提示しております。様々な街区が想定されると思いますが、土地の規模とか考え方によってどういった駐車場の配置があるのかといったものを提示させていただいております。その中で駐車場を前面に配置するにしても、良好な景観を形成する上でどのような取組が効果的なのか、あるいは地権者の皆様がどのような取組が可能なのかということについて意見交換を行っております。

効果的な工夫の一例といたしましては、例えば壁面後退部分には駐車スペースを設置しないこと、あるいは前面全てを駐車場とするのではなく、エントランス空間、一定の部分を設けたりすること。あるいは、建物前面に駐車場を配置する場合でも、できるだけ前面道路に近づけて配置すると、そういった考え方があるのではないかとしたことについて御提案させていただき、地権者の皆様の意見もいただいたところです。こちらに書いてあるものは基準として設けるものではございません。あくまでも今後街づくりを進めていく上で地権者の皆様、どういった形で良好な景観形成をできるかといったところを進めていくという意味での方針、あるいは考え方になっています。やはり街づくりというのは地権者の発意、地権者の意思に基づいてできることも必要だと考えていますので、そういった形で駐車場を前に止めるにしてもどのような取組ができるのか、そういったものを今年度のタウンミーティングからは検討させていただいております。

続きまして、6ページ目でございます。6ページにおきましても同様の図になっていますが、例えば駐車場の配置のみならず、6月に開催したタウンミーティングでは建物前面の景観形成について、例えば駐車場を前に配置するにしても建物前面、どういった景観形成ができるのかといったことについて意見交換させていただいております。また、9月のタウンミーティング、実は今週月曜日に開催しておりますが、そのときに緑化の考え方、そういったものについて意見交換させていただいてまして、専門家をお招きして緑化についての考え方などを地権者の皆様と御議論させていただいております。こういった形で、今年度の取組というのは必ずしも景観形成基準だけではなくて、今後街づくりを進めていく上で地権者の皆様と、どういった形でどのような街づくりができるのかといった視点で意見交換させていただいているところです。そうい

った形で今タウンミーティングを進めております。

最後になります、ちょっと繰り返しになりますが、建物の前面に駐車場を設置しないという部分につきましては、特例措置を活用することで柔軟に対応可能であること。つまり建物前面に駐車場を配置することも可能になるということは、地権者の皆様にも少しずつ浸透していっていると我々は認識しております。一方で御意見いただくのは、特別措置の適用に当たり、例えば敷地の面積ですとか間口の希望、長さの目安となる基準が必要ではないのかといった御意見もいただいております。一方で、事務局といたしましては、数値基準を設けることなので、やはり特例措置を活用できない土地も想定されるのではないかと考えています。なので、敷地の規模のみならず、敷地の形状、建物の用途とか、そういった土地の活用、建物の利活用も含めて様々なケースを想定して、柔軟に対応していくことを想定しております。そういった形で定量的な数値基準を設けることなく、個々の案件に対して協議、調整を行うことで特別措置を活用できないかと考えているところでございます。こういった形で、事務局としては考えているところです。長くなりましたが、説明は以上でございます。

○知名康司 委員長 ありがとうございます。説明ございましたけれども、それに対して委員の皆様から質疑を受けたいと思います。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 このタウンミーティングというのはいつまでを予定しています。いつまでを予定していて、あと何回やる予定なのか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 このタウンミーティングにつきましては、政策事業といたしましては今年度までの事業になっておりまして、予定としましてはコンサルさんとの委託契約になっていますが、あと1回程度を予定していますが、ただ状況を見て1回に限らず、今年度あと2回、あるいは3回できないかということも今検討しているところであることが一つ。あと、次年度以降の取組につきましては、政策事業としては今年度で完了するので、委託事業としてはございませんが、やはり事務局当局といたしまして地権者とのコミュニケーションというのは重要であると考えていますので、こちら区画整理を担当している市街地整備課と連携して、次年度以降もこういった形で取組ができるのかということも今検討しているところでございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、予定として今年度いっぱいのおあと1回から2回、コンサルを交えてのタウンミーティングというのは限られているのですけれども、今後もタウンミーティングを経て合意形成に努めますとなっているので、例えばあと1回、2回の今年度内のもので、まだ理解が得られないという特例措置という部分で理解が得られない場合というのは、その後次年度以降の市街地整備課と一緒にやってやる意見交換になるのですかね、そういった中でそれも合意形成に努めていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。当然タウンミーティングをこれまで令和2年度から継続しているので、今年度で終わりということではなくて、次年度以降も継続していきたいと考えていますが、そのときにもやはり合意形成ということもあります。そういった形で街づくりができるのかということも意見を交換できればと思っています。今日お示した最後の駐車場の図面とか、そういったものはいろいろ

るルールのところを書いています、それはルールとして定めるのではなくて、地権者と御理解の上で、地権者発意でできることはないかということで、そういったものができればと考えておりますので、やはり街づくりは継続だと考えていますので、そこも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。最初の資料を頂いた地図で、青い部分を今回モデル街区ということで説明いただいたのですけれども、この距離感というか、幅が分からないのですけれども、基本的に地権者の皆さんはその後の5ページで教えていただいたように、道路と裏側の道路というのですか、まで連続した土地をお持ちなのですか。例えば途中までしか持っていない方はいらっしゃいますか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。今の御質疑につきましては、特に県道側につきましては大半が県道に面していて、その後ろ側は区画道路に面している土地が大半でございます。ただ、一方で若干ですが、土地が前後にありまして、後ろの道路に面していない土地、あるいは県道に面していない土地というも若干ございます。そういった土地は当然やはり駐車場のルールについては厳しいので、そこは対象外として考えております。あと、琉大前につきましても、基本的に前面に西普天間線という20メートルの道路と、あと後ろの道路に接する土地が多いですが、ただ一方で一部につきましては後ろの道路が歩行者専用道路になっているところがあって、この地図でいうこの右側、ちょっと後ろの線が緑色になっているところがあると思いますが、こちらについては車道ではなくて歩行者専用道路になるので、こちらはこのルールは対象外という形になっています。なので、もともと基準としていた建物前面に駐車場を設置しないというのは、前面と背面に接している土地を対象とした部分になっているということでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今おっしゃったのを併せて考えると、ここに当てはまらないときは例外というか、措置が適用できるのかなというふうに理解しています。

ちょっと気にしているのは、以前御説明いただいたときに、こちらで説明していただいているように、当時は8回ぐらいまでタウンミーティングしていますよというのを御説明いただいて、そういった中で特例措置に関してもミーティング参加者とお話しして、駐車場の件も柔軟に対応していくということを御説明を受けて、タウンミーティングでは参加者と合意ということではないとしても、理解を得られているように伺っていて、いい方向に進んでいるなというふうに思っていたのです。その次の議会で陳情者がいらしてお話を伺うと、ちょっと陳情者側の理解とは違っていたのかなというふうに思って、その後そういうコミュニケーションをしっかりと取られているというふうに見ているのですけれども、本当にその溝が埋まってきているのかなというのを一番懸念しているのです。なので、何が聞きたいかという、このワークショップ、タウンミーティングには、陳情者の情報というのは皆さんお持ちだと思うのですけれども、参加されて、そういった話というの、前回6月議会以降、会話する場はありましたか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。今回の陳情を出された方につきましても、今年度に入っのタウンミーティングには全てではないのですが、やはりどうしても御都合のつかない場合は御欠席されることもあるのですが、出席いただいております、去る月曜日のタウンミーティングにも出席していら

っしかったです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もちろん会ごとにいろんなテーマがあるとは思いますが、今御説明いただいているような話、駐車場の特例措置だったりとか、要は陳情者が要望していることに関してのコミュニケーションというのはその中で取られて、よりこれまでより理解が深まっている状況だという理解をしても大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。今年度に入ってからタウンミーティングの中で、当然やはり我々としても丁寧に説明させていただいたと認識しております。御理解は深まっていると思っております。ただ、地権者は40名余りいまして、一部では少しまだ、先ほど申しましたように、特例措置を使うにしても基準が必要ではないのかなとか、そういった御意見もあつたりもします。なので、100%と言われるとなかなかそこは100%とは言い難いところはあるのですが、私2月に特例措置の説明をして以降、御理解いただいている地権者は増えているのかなと思っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。難しいところではあるのかなというふうには思っています。

ちょっと別の観点で1つだけお伺いします。特例措置はあくまで特例措置だと思っていて、本来街づくりのイメージというか、もともと持っていたらしゃったイメージ図という部分が、この特例措置によって物すごく変わってしまうとかというのはないように特例措置されますよね。そこがぶれてしまうと、そもそものコンセプトが変わってしまったらおかしな話になろうかと思うので、その辺りはしっかり考慮した上でコミュニケーションを取って、特例措置を適用していくという理解でいいですか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。まず、この駐車場のルールにつきましては、やはり目的としては人が滞留しやすいことでのぎわいのある空間を形成したり、快適な歩行空間とか、そういったものを形成するというのが目的になっていますので、駐車場を前面に配置しないことが目的ではないので、そこはやはりしっかり地権者の方に御理解いただいた上で説明させていただいています。必ずしも駐車場が建物の前にあっても、こういった形でにぎわいをつくれるのか、そういった観点も含めてタウンミーティングはさせていただいているという認識で進めております。

どうしても沖縄県だとやはり車社会ということで、歩く人は少ないのではないかという御意見はたくさんいただいております。そういうことも私たちも十分承知しております。一方で、琉球大学医学部が来るということで、かなりの人がこちらを訪れるということも考えますと、当然車で利用される方も大事にする一方で、歩いて快適な環境をつくっていくということも大事ではないかということで、そういった形で地権者の方とタウンミーティングの中で勉強会をさせていただいているところでございます。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 前回の陳情を受けて説明があつたことも分かるのですが、今回それを受けて特例措置というのを活用して、柔軟に対応しているというのは分かるのですが、特例措置自体はどの範囲ま

で対応できるのか。法律的なものだから、ある程度の制限は後ろの図面というか、地図からすれば、これ駐車場を前面に配置されている場所もあるのでありますが、ない場所もあって、どこまでが特例措置活用できるのかどうか。これは答えられれば。

○宮城政司 副委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。今回どこまでの範囲で特例措置を活用できるのかということですが、やはり先ほどの繰り返しになりますが、土地の大きさとか間口の規模とか、そういったところはありますが、我々として基本的には全ての土地について相談は受けるべきものだと考えております。やはりどうしても何らかの基準を受け入れてしまうと、逆に不公平感が生まれてくる可能性もあるのではないかと考えているのが一つ。やはり目的として、駐車場を配置ではなくて、やはり快適な街づくり、良好な景観形成ということもございますので、ここは柔軟に対応させていただきたいと考えておりますので、具体的にこの範囲だと、この土地は大きいから特例措置使えませんとか、そういったことではなくて、まずは建築計画と、設計士さんをお願いされると思うのですが、そういったところをどういった計画なのかというのをしっかり景観協議というものがございますので、その中で協議して調整していきたいと考えております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この図面を見本にして、建物自体が、真ん中の建物は前面のほうに出て、駐車場はないです。この建物を例えば地権者が面積を小さくして、建物自体を小さくして前面に造るとなると、これは可能ということで考えていいのですか。

○宮城政司 副委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 当然そういったことも可能になると考えています。特例措置の考え方としては、例えば基準にはよらないとしても、つまり駐車場の基準は適合しなくても、ほかの部分でカバーすることにより、あるいは良好な景観を形成できる場合には認めていきたいと思いますということですので、そういったところを協議していくという形になります。その中でこういった形で工夫ができるのかとか、そういったところをしっかりと協議してやっていきたいと考えております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 これと関連をするのかどうか、ちょっと分かりませんが、駐車場がいつもストップするようなことを聞いてはいるのですけれども、琉大の敷地というか、駐車場を利用できないかどうかも話があったのです。どうしても駐車場が少ないものですから、向こう側。普天間地域含め。それはいかがなものかなということ。

○宮城政司 副委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 お答えいたします。琉球大学敷地内の駐車場につきましては、琉球大学施設の利用ということで共同利用といったものも含めて、昨年8月ですか、琉球大学と市で覚書を締結しているものと認識しております。これは担当部が産業政策課になりますので、ちょっと詳細は私たちお答えできないのですが、この覚書を踏まえて、今後もそういった諸条件というものを協議していくと伺っております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 将来的に利用も可能になる場合もあると。

○宮城政司 副委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 そういったことも含めて覚書を締結しているものと認識していますので、そこは。ただ、詳細はこれからの協議であるというふうに伺っております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 前回に比べてかなり特例措置でもって幅広くというか、地権者の立場に立ってやっているなどというのが理解できますので、また今後もいいような形で進めていけたらいいと思います。以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この絵で一番最後のページで気になるところがあるのですけれども、歩道5.5メートルと書いてあるのですが、これ現在の歩道が5.5メートルということですか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 お答えいたします。こちらにつきましては、車道、西普天間線と書いてあるのですが、琉球大学前の街区をイメージしています。現在工事中でございますが、あそこの都市計画道路、歩道が5.5メートルの予定になっていますので、それを想定して5.5メートルと書いてあります。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 セットバックを2メートルやると7.5メートルが歩道っぽくなるわけなのですけれども、7.5メートルといたら、この部屋より横幅がもうちょっとある、この部屋ぐらいになるのですけれども、こんなに広くて、歩く人がいるのかなというのは思っているのですけれども。7メートルというと、車道でいうと大体車道が3メートルぐらいなので、それが2本分くらいよりも大きくなる。そんな大きいところをそんなに人がいっぱい歩くのかなというのが気になったのですけれども、その辺はいかがですか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。先ほどのちょっと繰り返しの答弁になりますが、やはり沖縄の車社会ということで、なかなかまちを歩かない方が多いというところは聞いています。ただ、こちら琉球大学前ということで加味しますと、まずすぐ近くに琉球大学医学部ができるということが一つのポイントになるかなと思っております。また、この西普天間線につきましても道路の設計等を進めていく中で、緑をできるだけ愛するようなイメージになっていますので、緑陰とかもできると思いますので、そういった形でできるだけ歩きやすいような環境はつくっていきたいというふうに考えております。なので、今果たしてどれだけの人が歩くのかと言われると、なかなかお答えづらいところはあるのですが、ほかの地域と違うのは目の前に大学が来るというところは大きいのかなと認識しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。想像ができないということ、想定ができないので、一概にはお答えすることは難しいと思うのですけれども、大体7.5メートルというと本当はかなり広くて、道ジュネーも半分でできるぐらいのレベルにはなるので、ちょっと大き過ぎて、正直なところと言うと、多分そこまで人数、7メートルという人数だとデモをするときぐらいの人数になれば、多分横幅はそのくらいになると思うのですけれども、あまりそこまで大きくする、おっしゃることも分かるのですけれども、ちょっと大き過ぎ、最悪の場合、意外と歩いていなかったよねということも考えていただければと思いますので、これは別に答

弁は求めないので、以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 このタウンミーティングの第8回から駐車場の部分は特例措置ということで、前面に駐車場をやってもいいという形なのだけれども、結局、国道から入って、駐車場停めた場合に、ちょっとの接触というか、人身事故の件は、そういうのは話合いとか、そういうのはどのように考えているか。この場であれしたら結局人身の、懸念、心配なのですが、その辺はどういうふうに考えているか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。我々タウンミーティングは景観形成というところを目的としている中で、やはり当然駐車場を歩道も近いと少し歩行者も心配というところはあると思います。そういった中で、この2メートルのセットバックというところもあるのですが、歩道ぎりぎりに駐車場を設置しないというところは、歩行者の方の安全性とか、そういったものも多少は考慮されるのではないかと考えております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今テレビとか新聞等では、高齢者がふだんの、突っ込んだりする事故とかそういうものが多いもので、その辺しっかりと行政のほうも考えながら、これが反対とかではなくて、対策を十分にとってもらいたいということで質疑していますので、よろしくをお願いします。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくをお願いします。3点お伺いしたくて、特例措置を設けるに当たって、6ページの話なのですが、緑化等設けるということで 相談の対応があるのかなということで認識しているのですが、緑化以外、先ほどちょっとおっしゃっていた緑化以外にも特例措置の基準というのがあるとおっしゃられたんですけど。どういうのがあるか、教えていただきたい。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 お答えいたします。特例措置というのは、ほかの部分、駐車場のルール以外でもほかの部分でも工夫をすることというところがございますので、例えば緑化に、すみません。私の説明が少し不足していたのかもしれないのですが、緑化というのはその一つの考え方としてあると思います。それ以外にも当然いろいろあると思っていて、そこはやはり設計士さんとの調整になると思うのですが、例えば看板を目立たなくするとか、あるいはお隣の建物とちょっとデザイン的にそろえるとか、地権者同士。そういった様々な工夫があると思っていて、なのでそういったところも考えますと、この街区として地権者同士で街づくりを考える機会が必要ではないかということも含めて、タウンミーティングというのをやっています。なので、特定措置を認める場合のその他工夫というのは、やはり様々なアイデアがあると思っていて、そこは我々もこれでない駄目というのはあまり明確に決めることなく、柔軟に対応していきたいという意味で、柔軟に対応していきたいところを御説明させていただいております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。駐車場の観点が大きく懸念される場所なので、利便性の話ですので、駐車場を造ってもいいという特例をした際に、これは地権者はお願い、申請するようなスタンスで当局と相談をする、持ちかける形になるのですか、実際に開発が始まったとき。あと、この申請に関わる、駐車

場を造っていいですよとなったときには、何か申請料金というのもまた出てくるものなのですか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。まず、景観計画が定まって景観形成基準が確定しますと、まず建築行為をするに当たって届出をしないとイケないということになります。この届出自体には申請料は必要ございませんが、届出の前に、今もやっているのですが、例えば今宜野湾市内だと高さが13メートル以上、あるいは延べ床面積500平米以上の建物を建築する場合は、景観条例に基づき届出が必要になります。そのときに事前協議というものをさせていただいています。事前協議は、地権者の方が直接やるのではなくて、やはり設計士さんに依頼してやるので、設計士さんとの調整になってきます。なので、地権者の方が依頼した設計士さん、あるいは不動産屋さんと調整する形になります。なので、この事前協議のときに建築計画を御提示いただいて、御説明いただいて、その上で景観協議というのをやっていくというような形になります。例えば駐車場を建物の前面に配置するプランであっても、ではどういったところで工夫されているのですかというところを景観協議の中で確認していくという考え方になっています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、地権者が関わっている設計士さんの計画に基づいた設計に駐車場が入っているのであれば、それを申請するに際しての申請料とかは発生しないということで。ありがとうございます。

最後、これはある一方の意見ではあるのですが、土地の中で例えばなのですけども、駐車場の話が結構あるものですから、懸念として。建物を建てずに駐車場だけの目的で土地を使うという考えというのは。これはありなのでしょうか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 お答えいたします。やはり土地活用というのは地権者の土地活用になりますので、やはり土地全てを駐車場にするというところは、我々としては規制はできないと考えていますので、そういう可能性は否定できないかと思えます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 景観条例できれいな建物が並んでいて、一部だけぽっかり、ここスペースは駐車場になって何も無いという状態でも問題ないということでもいいのですか。

○知名康司 委員長 都市計画課担当技幹。

○都市計画課担当技幹 お答えいたします。やはりこの景観届出というのは建築行為に対しての基準になってくるので、あるいは開発行為とかでいいますと、あと街区、例えば土地を造成したりとか、あるいは工作物を立てたりとか、そういったときに届出の義務が生じるので、駐車場だけで使うといった場合、なかなか届出の義務が生じないので、景観条例でそこを規制するというのはどうしてもできないと考えております。なので、委員御指摘のとおり、そういう可能性は否定できないのですが、我々タウンミーティングというのはそういった街づくり全体も含めて、琉球大学側とその周辺のまちをどうしていこうかというところも含めてさせていただいているので、できればそういうのは避けていただきたいなというのは思いではございますが、実際それをこちらから規制するというのは正直できないかと考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行でいいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の陳情第13号、14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時49分)

【議題】

認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時49分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時51分)

○知名康司 委員長 審査中の認定第3号、認定第4号、認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第51号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 では、このまま進めます。

次に、継続審査となっております議案第50号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第51号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第54号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計

補正予算（第1号）、以上3件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時52分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時53分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時54分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時54分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第59号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（1工区）請負契約について

議案第62号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締

結について

議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事（建築）請負契約について

議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事（機械）請負契約について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第59号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（1工区）請負契約について、議案第62号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結について、議案第65号 宜野湾市立体育館改修工事（建築）請負契約について、議案第66号 宜野湾市立体育館改修工事（機械）請負契約についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時55分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時56分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第62号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第65号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第66号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第63号 令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第63号 令和4年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第64号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上2件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時58分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時58分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

これより議案第64号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は可決及び認定されました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時59分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時59分)

【議題】

認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時52分)

【議題】

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を議題といたします。

審査期限延期についてお諮りいたします。本件については、9月15日までに審査が終わるよう期限が付されておりますが、本件についてはなお慎重に審査する必要から、9月26日までに審査期限を延長するよう議長に要求したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時53分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

【議題】

陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午前11時54分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和5年9月22日(金) 4日目

午後 4時15分 開議

午前 4時22分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員(0名)

○説明員(0名)

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉竜希
-----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

(1) 陳情第 9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

第452回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年9月22日（金）第4日目

○知名康司 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第4日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午後4時15分）

【議題】

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議あり」という者あり）

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 本件につきまして、今定例会で結論を出すのは困難と見ております。また、閉会中の継続審査を求める動議を提出したいと思います。

○知名康司 委員長 ただいま下地崇委員から、陳情第9号については閉会中の継続審査とされたいとの動議が出されました。

これより本件に対する討論を許します。まず、反対の討論を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情に対する審議延長に対する動議に反対の立場で討論します。

本陳情は、令和4年11月18日に事務局に受け付けられて、令和4年の12月議会の経済建設常任委員会で審議が開始されました。その後、3月議会、6月議会、本9月議会と、およそ1年の期間、十分な審議期間があったのではないかと思います。そして、その間当局からの説明であったり、そして陳情者を招き、意見聴取も行いました。この中、インボイス制度は令和5年10月、つまり来月には施行を実施予定となっております。本陳情の趣旨である制度実施の延期を求める意見書を提出するには、制度が実施される前でなければ意味がないと理解します。延長して審議をすることで、本陳情が死文化、文章が死ぬと書いて死文化されてしまうと思います。陳情の内容に時限的な制約のある趣旨を理解するなら、可決であれ、否決であれ、その時期を踏まえた審議結果を出すのが陳情者だったり、市民への誠意ある対応と考えます。本陳情の審議を延長することは、審議を拒否するのに等しいのではないかという懸念を持っています。

また、制度の内容が複雑で、審議結果を出すのに時間が必要という声もあったと思っています。審議に時間を要するほど理解が難しい内容の制度というふうに考えたとき、審議の延長が必要であれば、制度の実行も延長してしかるべきではないでしょうか。こういったことを考えていくと、今議会で採決するのは最後の機会となるため、本陳情を採決することを要望し、動議反対の討論とさせていただきます。委員の皆様は賢

明な御判断を要望し、討論を終了させていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

○知名康司 委員長 次に、賛成の討論を許します。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 次に、反対の討論を許します。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 次に、賛成の討論を許します。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、評決に移りたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後4時20分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後4時21分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。陳情第9号については、ただいまの動議のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○知名康司 委員長 賛成多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後4時22分)